資料２

# 今後の特別支援教育に係る鳥取県教育審議会への諮問について

令和２年２月２０日
特 別 支 援 教 育 課

１　諮問内容
「これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について」
（１）自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実について
（２）社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の在り方について

２　諮問理由
平成２４年７月、中央教育審議会初等中等教育分科会の報告において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の理念が示され、特別な配慮を要する子どもたちが地域の中で十分な教育を受け、多様な学びの場を活用しながら、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した取組、いわゆる共生社会の形成を目指したインクルーシブ教育の推進が求められてきたところであるが、平成２６年１月の「障害者の権利に関する条約」の批准、平成２８年４月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行等により、その流れは一層強まり、特別な支援を必要とする子ども達への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の構築は喫緊の課題となっている。
鳥取県においても、平成２５年１０月に「鳥取県手話言語条例」、平成２９年７月に「鳥取県みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」を制定して共生社会の実現を目指し取り組んでいるところであり、平成３１年３月に改訂した「鳥取県教育振興計画（２０１９年度～２０２３年度）」では、特別支援教育の充実が施策の柱として掲げられるなど、特別支援教育のより一層の充実が求められているところである。
幼児児童生徒を取り巻く日本全体の状況としては、医療の進歩や特別支援教育への理解の広がり、障がいに係る概念の変化・多様化等、社会や環境の変化に伴い、特別支援教育の対象となる幼児児童生徒数が年々増加しており、幅広い対応が求められている。
鳥取県の小学校や中学校においては、平成２５年９月の学校教育法施行令の一部改正による就学先決定権限の市町村への移譲の影響や発達障がいに対する理解の促進に伴い、全児童生徒数が減少する中、特別支援学級や通級指導教室の在籍者数は増加してきている。また、高等学校においても、発達障がいを中心とした障がいのある生徒が多く入学するようになってきていることから、特別支援教育の対象となる児童生徒は増加を続けているところである。
このため、小学校、中学校、高等学校等の教職員一人一人が特別支援教育に対する理解を深め、児童生徒の学びを保障していくとともに、自信を持って特別な支援が必要な児童生徒の指導に当たることのできるようなサポート体制を構築し、医療、福祉、労働関係機関等とのより良い連携の在り方や児童生徒の実態に応じた学びの場の柔軟な運用等について検討を行っていくことが求められる。
鳥取県の特別支援学校においては、一般企業へ就労する生徒の割合が増加するなど自立と社会参加に向けた取組が進む一方、障がいの重度重複化の進行や人工呼吸器の管理等、高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が増加しており、これに伴い、複数の障がいに対応する教育の在り方や校内外における医療機関等との連携の在り方が課題となってきている。また、視覚障がい及び聴覚障がいに係る特別支援学校の児童生徒数の減少に伴う集団での学び合いの保障等も課題となってきている。
以上のことから、障がいのある子どもたち一人一人が、持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会に参加できるよう、鳥取県における特別支援教育を積極的に推進していくため、本県における今後の特別支援教育の在り方について、鳥取県教育審議会に諮問するものである。

# 特別支援教育の在り方検討において想定される主な論点及びスケジュールについて

令和２年２月２０日
特 別 支 援 教 育 課

## １　諮問内容

「これからの時代における本県の特別支援教育の在り方について」

（１）自立と社会参加に向けた切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実について

（２）社会や幼児児童生徒の実態の変化に応じた今後の特別支援学校における教育の在り方について

## ２　想定される論点

（１）小中高等学校

・幼児児童生徒のインクルーシブな学びを保障するための、インクルーシブ教育の理念の理解・啓発と教職員の指導力の向上について。
・児童生徒のより良い学びを保障するための、特別支援学級、通級指導教室の在り方について。
・就学前から卒業後までを切れ目なく支えるための、各学校段階の支援の連続性の担保や福祉、医療、労働等との連携の在り方について。
・小中学校等に在籍する医療的ケアのある幼児児童生徒の支援体制の充実について。

（２）特別支援学校

・視覚障がい特別支援学校及び聴覚障がい特別支援学校の児童生徒数の減少、それに伴う児童生徒の学び合いの場の保障と教職員の専門性の保持について。
・特別支援学校のセンター的機能のより一層の充実に向けた体制の充実について。
・特別支援学校全体における重複障がい学級在籍者数の増加や重度化・多様化に伴う教職員の専門性の向上について。
・学校施設の老朽化等を踏まえた施設整備について。
・医療的ケアの必要な幼児児童生徒の増加と高度な医療的ケアへの対応について。

（３）その他

・ＩＣＴや先端技術を活用した遠隔教育等、多様な学びの充実について。
・特定分野に係る才能を持つ児童生徒に対する指導及び支援について。

## ３　在り方検討に係るタイムスケジュール

| 時期 | 会の名称 | 内容 |
|---|---|---|
| 令和２年２月２０日（木） | 鳥取県教育審議会学校教育分科会 | ・専門部会「特別支援教育部会」の設置<br>・専門委員の指名 |
| 令和２年４月 | 特別支援教育部会（第１回） | ・部会長の選任<br>・諮問事項と主な論点<br>・今後のスケジュール<br>・前答申の評価 |
| 令和２年５月以降<br>※２月に１回程度開催 | 特別支援教育部会<br>※委員は教育、福祉、医療、心理、保護者、企業等の各分野の有識者で構成 | ・諮問内容の検討<br>・パブリックコメント<br>※会の実施状況については定例教育委員会及び鳥取県教育審議会に随時報告 |
| 令和３年８月頃 | 鳥取県教育審議会学校教育分科会 | ・教育審議会から県教育委員会への答申 |

# 本県の特別支援教育における現状

## 特別支援教育について

障がいのある子供については、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う必要がある。

このため、障がいの状態等に応じ、特別支援学校（※1）や小・中学校の特別支援学級（※2）、通級による指導（※3）等において、特別の教育課程、少人数の学級編制、特別な配慮の下に作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障がいに配慮した施設・設備などを活用した指導や支援が行われている。

特別支援教育は、発達障がいのある子供も含めて、障がいにより特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

（※1）特別支援学校

・障がいの程度が比較的重い子供を対象として教育を行う学校。公立特別支援学校（小・中学部）の１学級の標準は６人（重複障がいの場合３人）。対象障がい種は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む）。

（※2）特別支援学級

・障がいのある子供のために小・中学校に障害の種別ごとに置かれる少人数の学級。（全国は標準８人。鳥取は標準７人。）弱視、難聴、言語障害、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がいの学級がある。

（※3）通級による指導

・小・中学校の通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導を通常の学級で行いながら、週に１単位時間～８単位時間（LD、ADHDは月１単位時間から週８単位時間）程度、障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態。対象とする障がい種は言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱

・鳥取県は発達障がい（自閉症、LD、ADHD）、言語障がい、難聴のみ設置

# インクルーシブ教育システムについて（中教審初中分科会報告（H24.7）

「障害者権利条約」によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

・「共生社会」の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
・インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
・基本的な方向性としては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。
※「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である。

特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障がいの種類及び程度

| 特別支援学校 | 特別支援学級 | 通級による指導 |
|---|---|---|
| 視覚障害者<br>両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの | 弱視者<br>拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもの | 弱視者<br>拡大鏡等の使用によっても通常の文字， 図形等の視覚による認識が困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの |
| 聴覚障害者<br>両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち，補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの | 難聴者<br>補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの | 難聴者<br>補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とするもの |
| 肢体不自由者<br>一肢体不自由の状態が補装具によっても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの<br>二肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの | 肢体不自由者<br>補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの | 肢体不自由者<br>肢体不自由の程度が，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者（身体虚弱者を含む。）<br>一慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの<br>二身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの | （病弱者・）身体虚弱者<br>一慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの<br>二身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの | 病弱者・身体虚弱者<br>病弱又は身体虚弱の程度が， 通常の学級での学習におおむね参加でき， 一部特別な指導を必要とする程度のもの |
| | 言語障害者<br>口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，その程度が著しいもの | 言語障害者<br>口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの。 |
| | 自閉症者・情緒障害者<br>一自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの<br>二主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの | 自閉症者<br>自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの<br>情緒障害者<br>主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級で学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの |
| 知的障害者<br>一知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの<br>二知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち社会生活への適応が著しく困難なもの | 知的障害者<br>知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で，社会生活への適応が困難である程度のもの | |
| 障がいのある児童生徒のうち、特別支援学校における教育の対象については「学校教育法施行令第22条の3」、特別支援学級及び通級による指導における教育の対象については「平成25年10月４日付25文科初第756号文部科学省初等中等教育局通知」で規定されている。 | | 学習障害者<br>全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの<br>注意欠陥多動性障害者<br>年齢又は発達に不釣合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの |

## 日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。

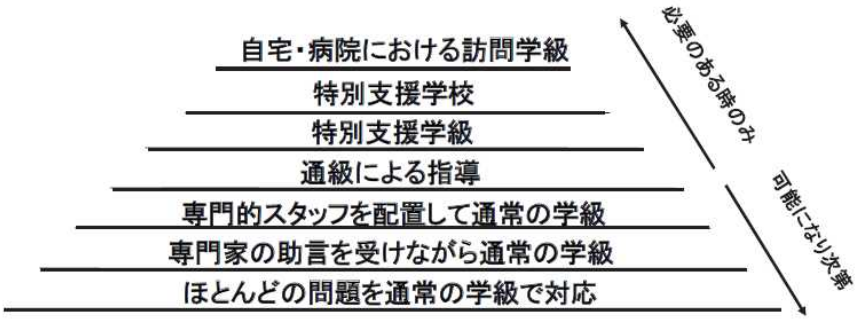


特別支援教育総合研究所「日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性」

## 障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後（学校教育法施行令）】

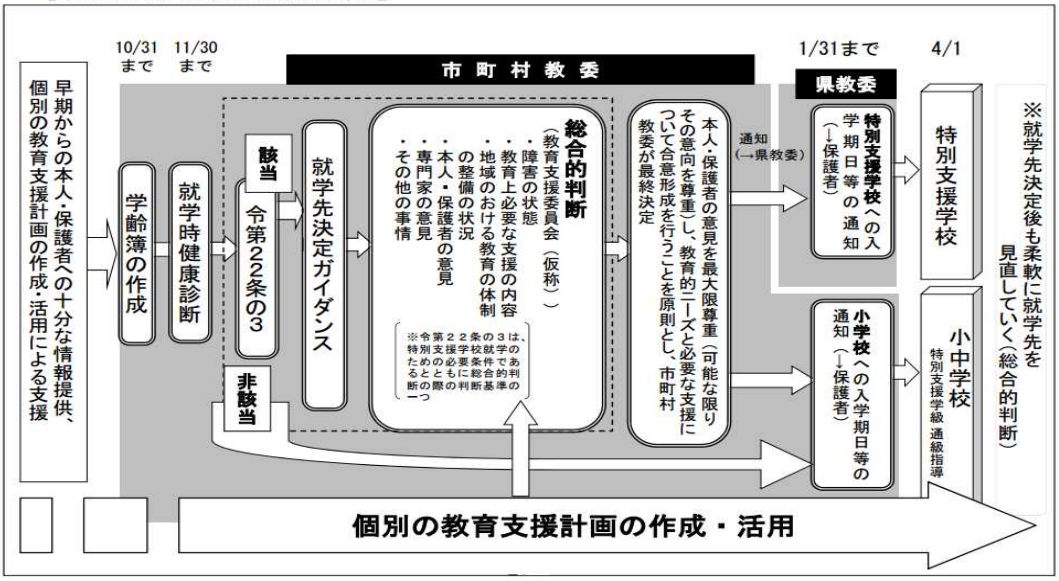


文部科学省「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」資料参照

# 特別支援教育に係る免許状制度について

| 学校名 | 特別支援学校 | 小・中学校等 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 特別支援学級 | 通級による指導 | 通常の学級 |
| 資格 | ・小・中・高等学校教諭免許状<br>・特別支援学校免許状の保有 | ・小・中・高等学校教諭免許状<br>・特別支援学校教諭の免許状の保有が望ましい | ・小・中・高等学校教諭免許状 | |

【法令上の規定】

・**特別支援学校の教員**は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状のほか、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない（教育職員免許法第3条第3項）。ただし、専ら「自立教科等」の教授を担任する教員は、「自立教科等」について授与された特別支援学校教諭免許状を有していれば良い（同条同項）。

・第3条の規定にかかわらず、幼・小・中・高の教諭免許状を有する者は、「当分の間」特別支援学校の相当する部の教諭等となることができる（教職員免許法附則第16項）。

・**特別支援学級担任や、通級による指導を担当する教員**については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。なお、小・中学校等の教諭免許状を取得する際には、「教育の基礎的理解に関する科目」10単位（1種免許状の場合）の中で、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を含めて修得することとなっている（教職員免許法規則第3条表・第4条表）。

## 特別支援学校学習指導要領の主な特徴①

「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」が学習指導要領に示されていることにより、個々の児童生徒に合わせた柔軟な教育課程の編成が可能である。

**＜「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の例＞**

1　児童生徒の障がいの状態により特に必要がある場合
・各教科の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる
・各教科の各学年の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年より前の学年の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる
・中学部の各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、小学部の各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は全部によって、替えることができる
2　特別支援学校（知的障がい）小学部に就学する児童のうち、小学部の３段階に示す各教科等の目標を達成している者については、小学校学習指導要領に示す各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができる
3　特別支援学校（視覚障がい）等に就学する児童生徒のうち、知的障がいを併せ有する者については、各教科の目標及び内容に関する事項の一部又は全部を、特別支援学校（知的障がい）の各教科の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる
4　重複障がい者のうち、障がいの状態により特に必要がある場合、各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動、総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができる
5　障がいのために通学して教育を受けることが困難な児童生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合には、上記１から４に示すところによることができる

※学習指導要領に定める各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならないこととされている。

文部科学省「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」資料参照

# 特別支援学校学習指導要領の主な特徴②

**特別支援学校には自立活動が設けられている**

**【自立活動の目標】**

「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。」

**【内容と取扱い】**

学習指導要領においては、個々の幼児児童生徒に設定される具体的な「指導内容」の要素が６区分27項目で示されている。

学校は、幼児児童生徒の実態把握を基に、個々の幼児児童生徒に必要とされる項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

**【自立活動の内容　６区分２７項目】**

**１ 健康の保持**
(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。
(5) 健康状態の維持・改善に関すること。

**２ 心理的な安定**
(1) 情緒の安定に関すること。
(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
(3) 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

**３ 人間関係の形成**
(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。
(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。
(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
(4) 集団への参加の基礎に関すること。

**４ 環境の把握**
(1) 保有する感覚の活用に関すること。
(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。
(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。
(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

**５ 身体の動き**
(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。
(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。
(4) 身体の移動能力に関すること。
(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

**６ コミュニケーション**
(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
(2) 言語の受容と表出に関すること。
(3) 言語の形成と活用に関すること。
(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

# 知的障がい特別支援学校の教育課程

- **知的障がい特別支援学校においては、通常の小中学校等とは異なる知的障がいの各教科等が設定されている。**
- **知的障がいの各教科は、小学部３段階、中学部２段階、高等部３段階で設定されている。**
- **視覚、聴覚、肢体、病弱特別支援学校の単一学級においては、小中高等学校に準ずる教育課程を設置。**

**【各学部の教育課程】**

| | |
|---|---|
| 小学部の教育課程（平成29年告示学習指導要領） | 各教科（生活、国語、算数、音楽、図画工作、体育）、特別の教科　道徳、外国語活動※、特別活動、自立活動<br>※外国語活動を設けることができる |
| 中学部の教育課程（平成29年告示学習指導要領） | 各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、外国語※）、特別の教科　道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動<br>※外国語を設けることができる |
| 高等部の教育課程（平成31年告示学習指導要領） | 各学科に共通する各教科（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語※、情報※）、特別の教科　道徳、総合的な探究の時間、特別活動、自立活動<br>主に専門学科において開設される各教科（家政、農業、工業、流通・サービス、福祉）<br>※外国語、情報を設けることができる |

**【授業時数】**

| 学年 | 時間 |
|---|---|
| 小１ | ８５０ |
| 小２ | ９１０ |
| 小３ | ９４５ |
| 小４～６ | ９８０ |
| 中１～３ | １０１５ |
| 高１～３ | １０５０ |

※１単位時間は小段階で45分、中・高段階では50分となっている。

※各教科等の授業時数は適切に定めている。

# 医療的ケアとは

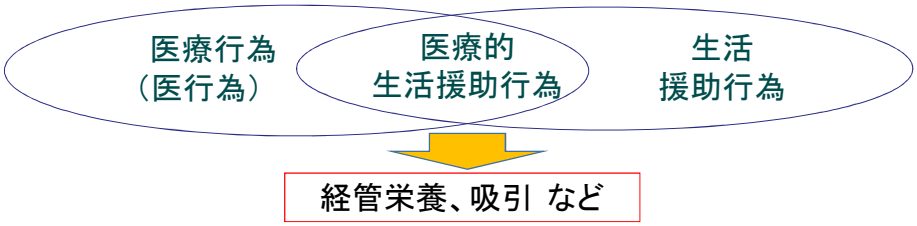


鳥取県立特別支援学校で実施している医療的ケアは、日常的に家庭で行われている医療的生活援助行為で、学校でも実施可能であると判断された行為

※鳥取県においては、医療的ケアは学校看護師が実施

**〇学校において医療的ケアを実施する意義について**

・授業の継続性の確保、訪問教育から通学への移行、登校日数の増加、等
・医療的ケアの実施による児童生徒の自立と社会参加に向けた資質能力の育成
例：「経管栄養や導入等を通じた生活リズムの形成」
「吸引や姿勢変換の必要性など自分の意思や希望を伝える力の育成」
「排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上」
「安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築」

# 小中高等学校の検討課題

・発達障がいと診断された児童生徒数や特別支援学級在籍者等、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加に伴う小中学校等への支援の充実
⇒　特別支援学級、通級指導教室の今後の方向性
⇒　県、市町村、学校、それぞれのレベルでの必要な取組の検討
⇒　教職員の専門性の育成（最低限求められるラインの設定等）
⇒　各学校段階の連携と福祉等とのつながりの強化
⇒　インクルーシブ教育の理念の一層の理解・啓発

・高等学校段階における発達障がい等のある生徒への支援の充実
⇒　中学校、大学等との連携と福祉、労働等とのつながりの強化
⇒　教職員の専門性の育成

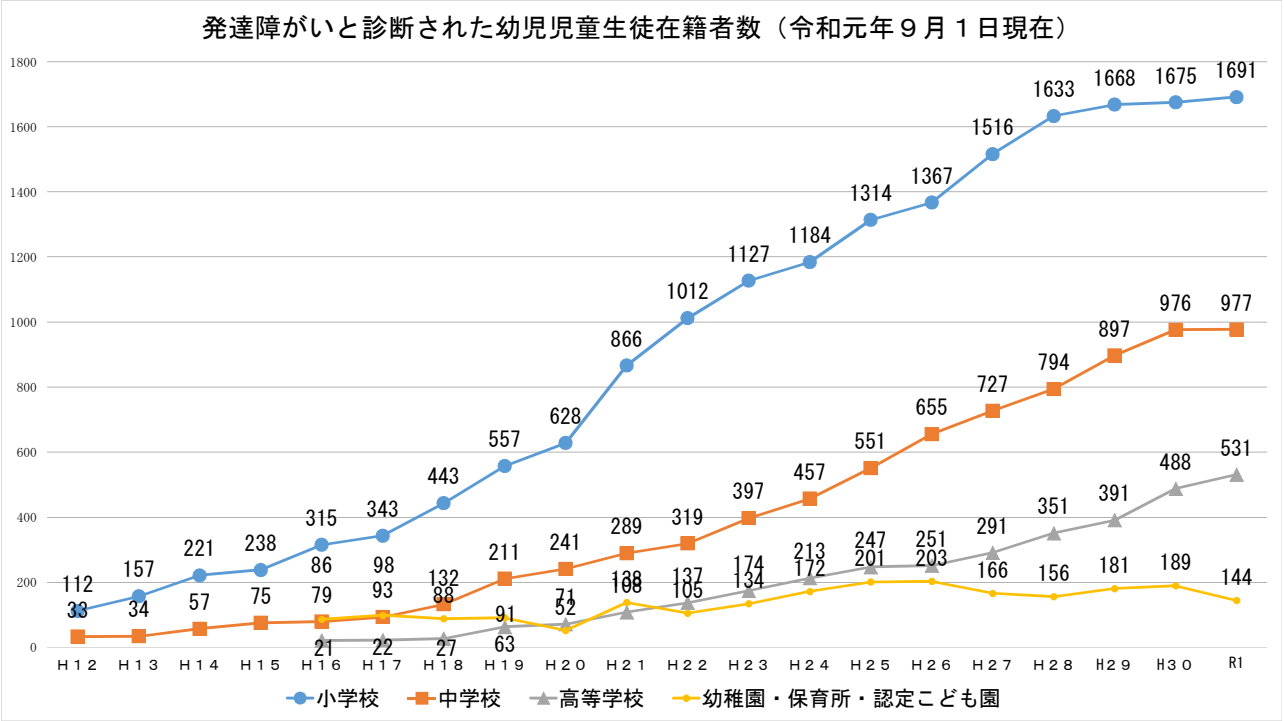
発達障がいと診断された幼児児童生徒在籍者数（令和元年９月１日現在）
1800
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
112 157 221 238 315 343 443 557 628 866 1012 1127 1184 1314 1367 1516 1633 1668 1675 1691
33 34 57 75 86 98 132 211 241 289 319 397 457 551 655 727 794 897 976 977
79 93 88 91 52 108 105 134 172 201 203 166 156 181 189 144
21 22 27 63 71 138 137 174 213 247 251 291 351 391 488 531
H12 H13 H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R1
小学校
中学校
高等学校
幼稚園・保育所・認定こども園

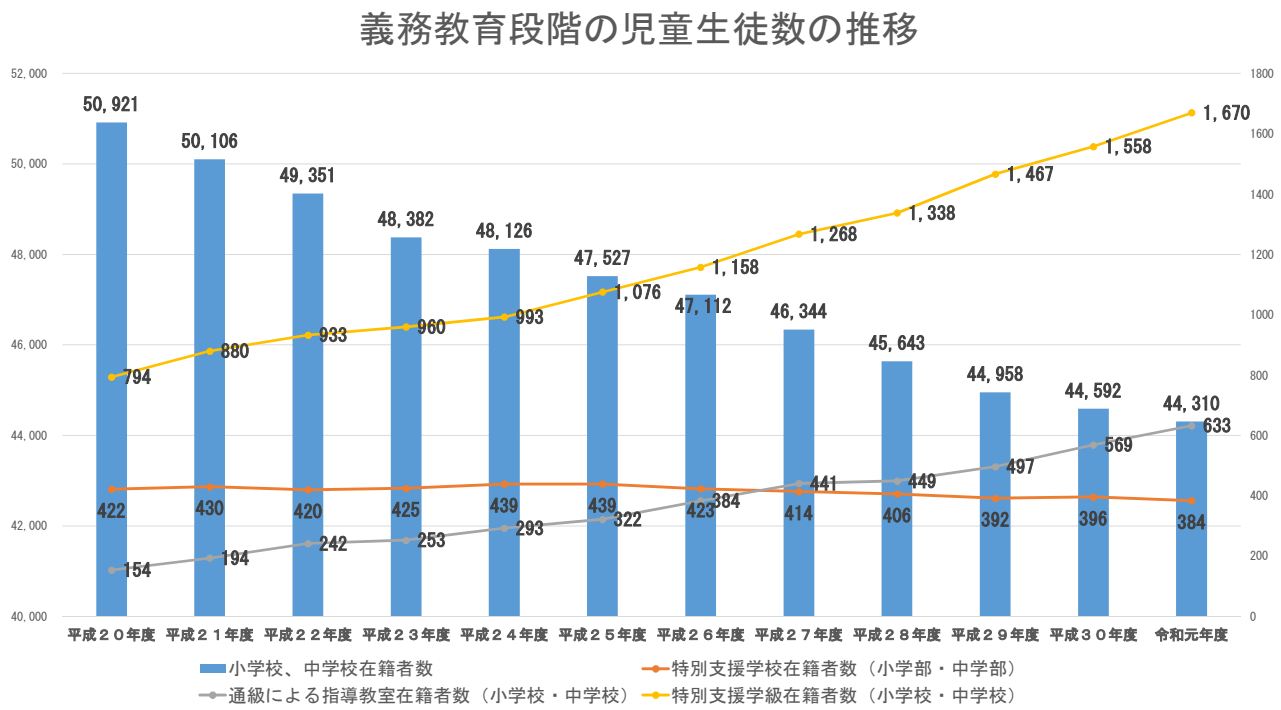
義務教育段階の児童生徒数の推移
52,000
50,000
48,000
46,000
44,000
42,000
40,000
1800
1600
1400
1200
1000
800
600
400
200
0
50,921 50,106 49,351 48,382 48,126 47,527 47,112 46,344 45,643 44,958 44,592 44,310
794 880 933 960 993 1,076 1,158 1,268 1,338 1,467 1,558 1,670
422 430 420 425 439 439 423 414 406 392 396 384
154 194 242 253 293 322 384 441 449 497 569 633
平成２０年度 平成２１年度 平成２２年度 平成２３年度 平成２４年度 平成２５年度 平成２６年度 平成２７年度 平成２８年度 平成２９年度 平成３０年度 令和元年度
小学校、中学校在籍者数
特別支援学校在籍者数（小学部・中学部）
通級による指導教室在籍者数（小学校・中学校）
特別支援学級在籍者数（小学校・中学校）

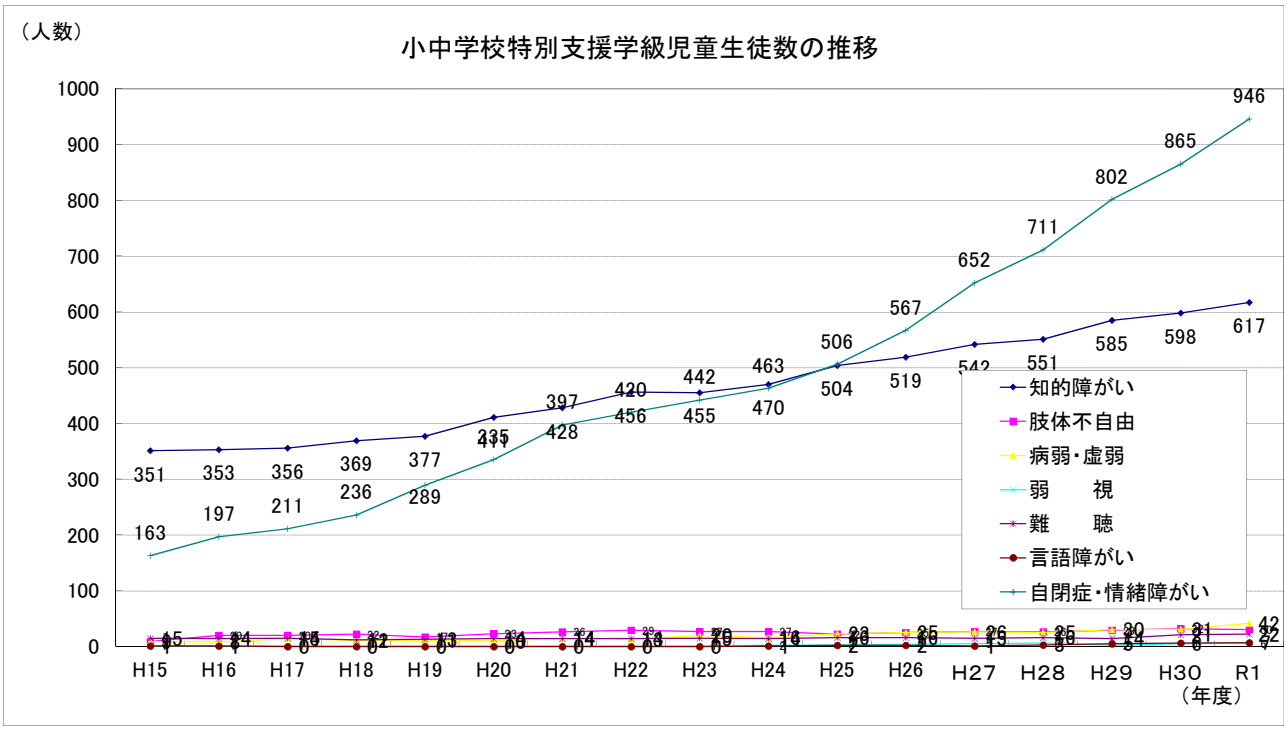
（人数）
小中学校特別支援学級児童生徒数の推移
1000
900
800
700
600
500
400
300
200
100
0
H15
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
（年度）
知的障がい
肢体不自由
病弱・虚弱
弱　　視
難　　聴
言語障がい
自閉症・情緒障がい
351
353
356
369
377
397
420
442
463
506
519
542
551
585
598
617
163
197
211
236
289
428
456
455
470
504
567
652
711
802
865
946

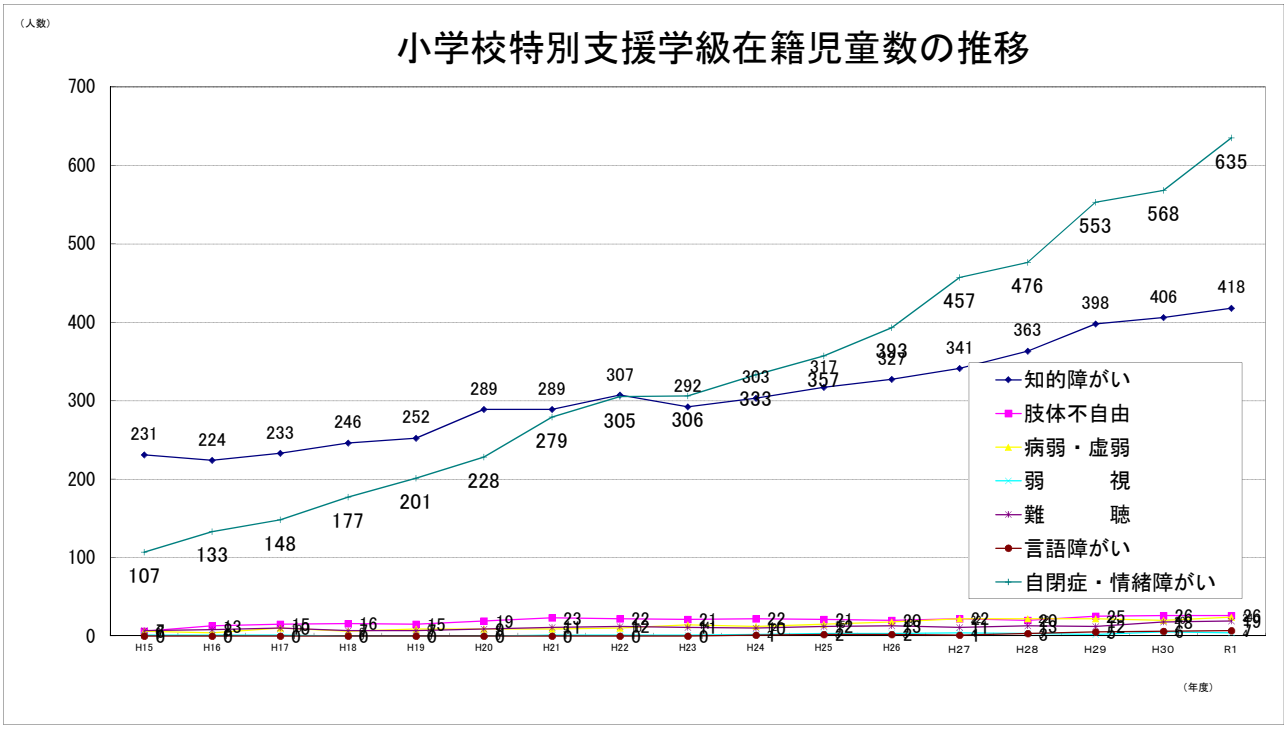
（人数）
小学校特別支援学級在籍児童数の推移
700
600
500
400
300
200
100
0
H15
H16
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
H26
H27
H28
H29
H30
R1
（年度）
知的障がい
肢体不自由
病弱・虚弱
弱　　視
難　　聴
言語障がい
自閉症・情緒障がい
231
224
233
246
252
289
289
307
292
303
317
327
341
363
398
406
418
107
133
148
177
201
228
279
305
306
333
357
393
457
476
553
568
635

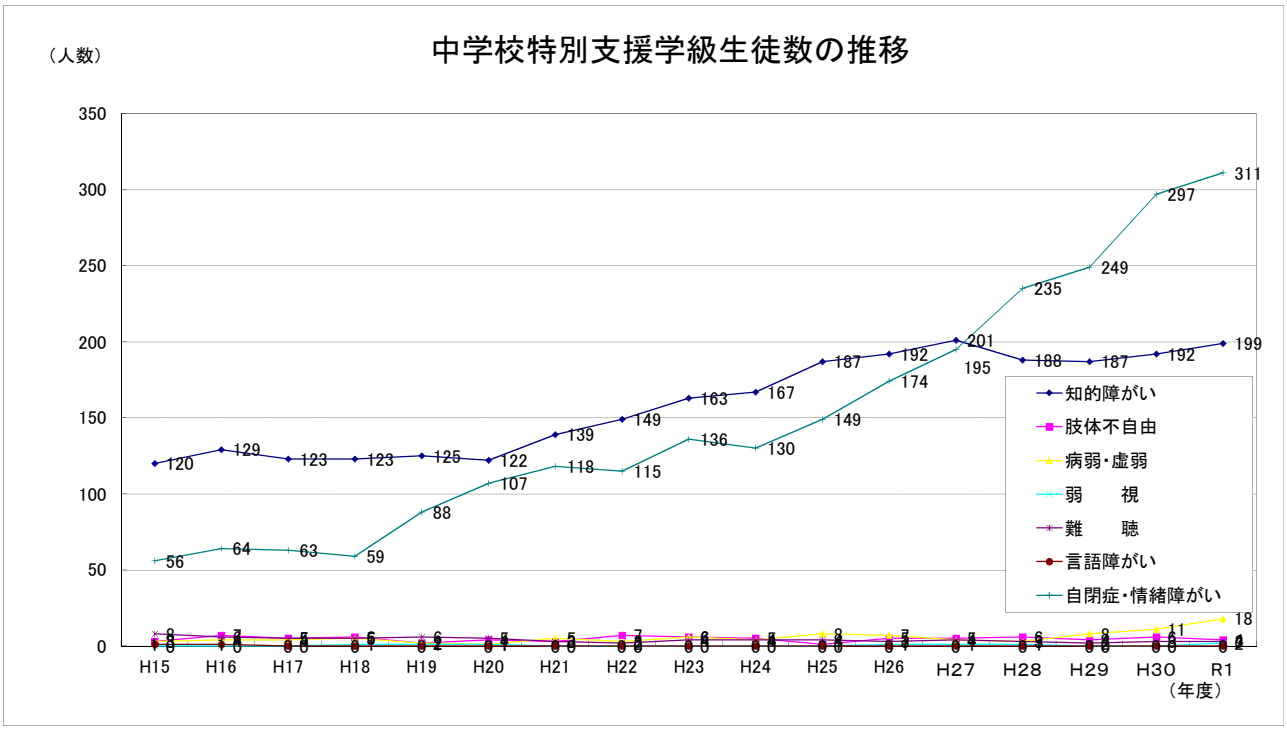


**特別支援学級数及び児童生徒数の推移（鳥取県）**

| 学校種 | | Ｈ２０ | Ｈ２１ | Ｈ２２ | Ｈ２３ | Ｈ２４ | Ｈ２５ | Ｈ２６ | Ｈ２７ | Ｈ２８ | Ｈ２９ | Ｈ３０ | Ｒ１ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校（人） | 学級数 | 241 | 262 | 257 | 255 | 265 | 261 | 279 | 287 | 302 | 317 | 322 | 333 |
| | 児童数 | 228 | 279 | 305 | 306 | 333 | 357 | 393 | 457 | 476 | 553 | 568 | 635 |
| 中学校（人） | 学級数 | 100 | 107 | 116 | 117 | 115 | 119 | 129 | 132 | 130 | 131 | 148 | 158 |
| | 生徒数 | 240 | 268 | 276 | 315 | 310 | 349 | 382 | 410 | 436 | 450 | 509 | 537 |
| 総数（人） | 学級数 | 341 | 369 | 373 | 372 | 380 | 380 | 408 | 419 | 432 | 448 | 470 | 491 |
| | 児童生徒数 | 794 | 880 | 933 | 960 | 993 | 1,076 | 1,158 | 1,268 | 1,338 | 1,467 | 1,558 | 1,670 |
| 全幼児児童生徒に占める特別支援学級在籍者の割合（%） | | 1.1% | 1.3% | 1.4% | 1.5% | 1.5% | 1.7% | 1.8% | 2.0% | 2.2% | 2.4% | 2.6% | 2.8% |
| 義務教育段階の児童生徒に占める特別支援学級在籍者の割合（%） | | 1.6% | 1.8% | 1.9% | 2.0% | 2.1% | 2.3% | 2.5% | 2.7% | 2.9% | 3.3% | 3.5% | 3.8% |

※義務教育学校は小１～小６は小学校、中１～中３は中学校でカウント

**特別支援学級数及び児童生徒数（全国）**

| 学校種 | | Ｈ２０ | Ｈ２１ | Ｈ２２ | Ｈ２３ | Ｈ２４ | Ｈ２５ | Ｈ２６ | Ｈ２７ | Ｈ２８ | Ｈ２９ | Ｈ３０ | Ｒ１ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 小学校（人） | 学級数 | 27674 | 29053 | 30367 | 31507 | 32773 | 34133 | 35570 | 37324 | 39386 | 41864 | | |
| | 児童数 | 86331 | 93488 | 101019 | 107597 | 113961 | 120906 | 129018 | 139526 | 152580 | 167269 | | |
| 中学校（人） | 学級数 | 12330 | 13014 | 13643 | 14300 | 14870 | 15610 | 16482 | 17262 | 17842 | 18326 | | |
| | 生徒数 | 37835 | 41678 | 44412 | 47658 | 50467 | 53975 | 58082 | 61967 | 65259 | 68218 | | |
| 義務教育学校（人） | 学級数 | | | | | | | | | 73 | 160 | 未公表 | |
| | 生徒数 | | | | | | | | | 288 | 636 | | |
| 総数（人） | 学級数 | 40004 | 42067 | 44010 | 45807 | 47643 | 49743 | 52052 | 54586 | 57301 | 60350 | | |
| | 児童生徒数 | 124166 | 135166 | 145431 | 155255 | 164428 | 174881 | 187100 | 201493 | 218127 | 236123 | | |
| 全幼児児童生徒に占める特別支援学級在籍者の割合（%） | | 0.8% | 0.9% | 0.9% | 1.0% | 1.1% | 1.1% | 1.2% | 1.3% | 1.4% | 1.6% | | |
| 義務教育段階の児童生徒に占める特別支援学級在籍者の割合（%） | | 1.2% | 1.3% | 1.4% | 1.5% | 1.6% | 1.7% | 1.8% | 2.0% | 2.2% | 2.4% | | |

特別支援教育資料（文部科学省）　Ｈ２０～Ｈ２９参照

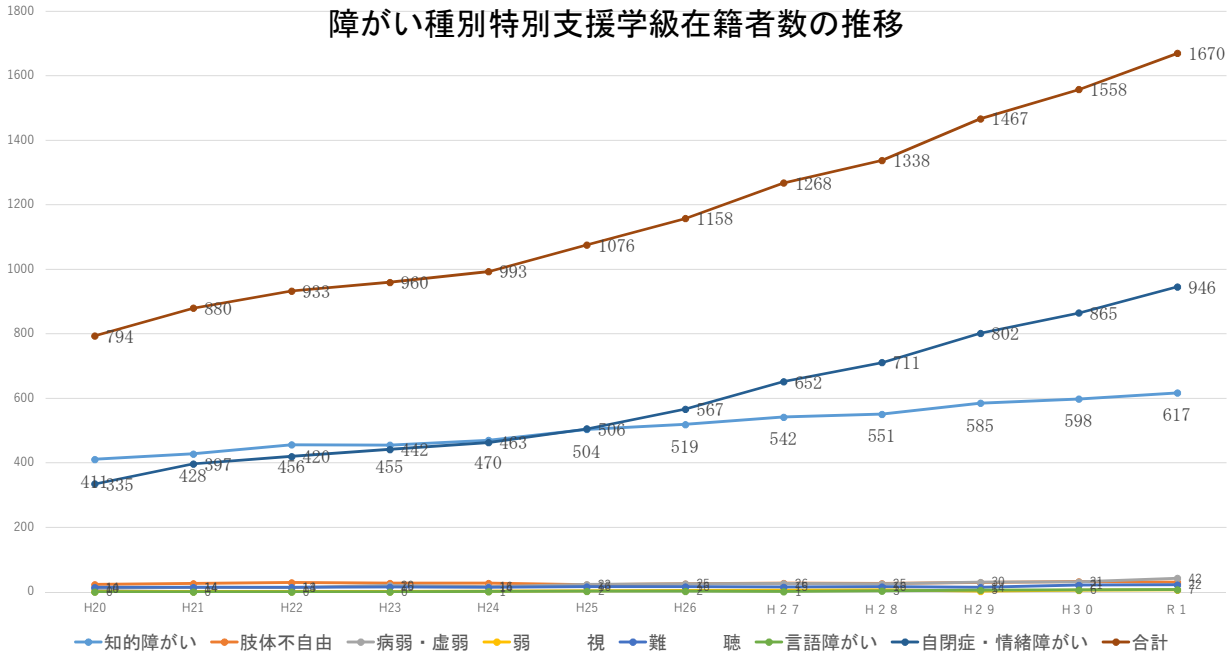


## 圏域別特別支援学級及び在籍者数（障がい種別）①

| 障がい種 | 視覚 | | | 聴覚 | | | 知的・自閉情緒 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 圏域 | 東部 | 中部 | 西部 | 東部 | 中部 | 西部 | 東部 | 中部 | 西部 |
| 学級数 | 【弱視】<br>小学校2<br>中学校１ | 【弱視】<br>小学校2 | 【弱視】<br>中学校１ | 【難聴】<br>小学校８<br>中学校１<br>【言語】<br>小学校１ | 【難聴】<br>小学校４<br>中学校１<br>【言語】<br>小学校４ | 【難聴】<br>小学校６<br>中学校１ | 【知的】<br>小学校52<br>中学校20<br>【自閉情緒】<br>小学校56<br>中学校30 | 【知的】<br>小学校28<br>中学校13<br>【自閉情緒】<br>小学校35<br>中学校19 | 【知的】<br>小学校39<br>中学校24<br>【自閉情緒】<br>小学校52<br>中学校28 |
| 児童生徒数 | 【弱視】<br>小学校2<br>中学校１ | 【弱視】<br>小学校2 | 【弱視】<br>中学校１ | 【難聴】<br>小学校８<br>中学校１<br>【言語】<br>小学校１ | 【難聴】<br>小学校４<br>中学校１<br>【言語】<br>小学校４ | 【難聴】<br>小学校６<br>中学校１ | 【知的】<br>小学校189<br>中学校54<br>【自閉情緒】<br>小学校246<br>中学校117 | 【知的】<br>小学校111<br>中学校54<br>【自閉情緒】<br>小学校169<br>中学校93 | 【知的】<br>小学校118<br>中学校71<br>【自閉情緒】<br>小学校220<br>中学校101 |
| １学級あたりの児童生徒数 | 【弱視】<br>１人 | 【弱視】<br>１人 | 【弱視】<br>１人 | 【難聴】<br>１人<br>【言語】<br>１人 | 【難聴】<br>１人<br>【言語】<br>１人 | 【難聴】<br>１人 | 【知的】<br>3.8人<br>【自閉情緒】<br>4.2人 | 【知的】<br>4.0人<br>【自閉情緒】<br>4.9人 | 【知的】<br>3.0人<br>【自閉情緒】<br>4.0人 |

## 圏域別特別支援学級及び在籍者数（障がい種別）②

| 障がい種 | 肢体 | | | 病弱 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 圏域 | 東部 | 中部 | 西部 | 東部 | 中部 | 西部 |
| 学級数 | 【肢体不自由】<br>小学校１２<br>中学校４ | 【肢体不自由】<br>小学校５ | 【肢体不自由】<br>小学校８ | 【病弱】<br>小学校４ | 【病弱】<br>小学校６<br>中学校８ | 【病弱】<br>小学校９<br>中学校７ |
| 児童生徒数 | 【肢体不自由】<br>小学校１３<br>中学校４ | 【肢体不自由】<br>小学校５ | 【肢体不自由】<br>小学校８ | 【病弱】<br>小学校５ | 【病弱】<br>小学校７<br>中学校１１ | 【病弱】<br>小学校１２<br>中学校７ |
| １学級あたりの児童生徒数 | 【肢体不自由】<br>1.1人 | 【肢体不自由】<br>1人 | 【肢体不自由】<br>1人 | 【病弱】<br>1.2人 | 【病弱】<br>1.3人 | 【病弱】<br>1.2人 |

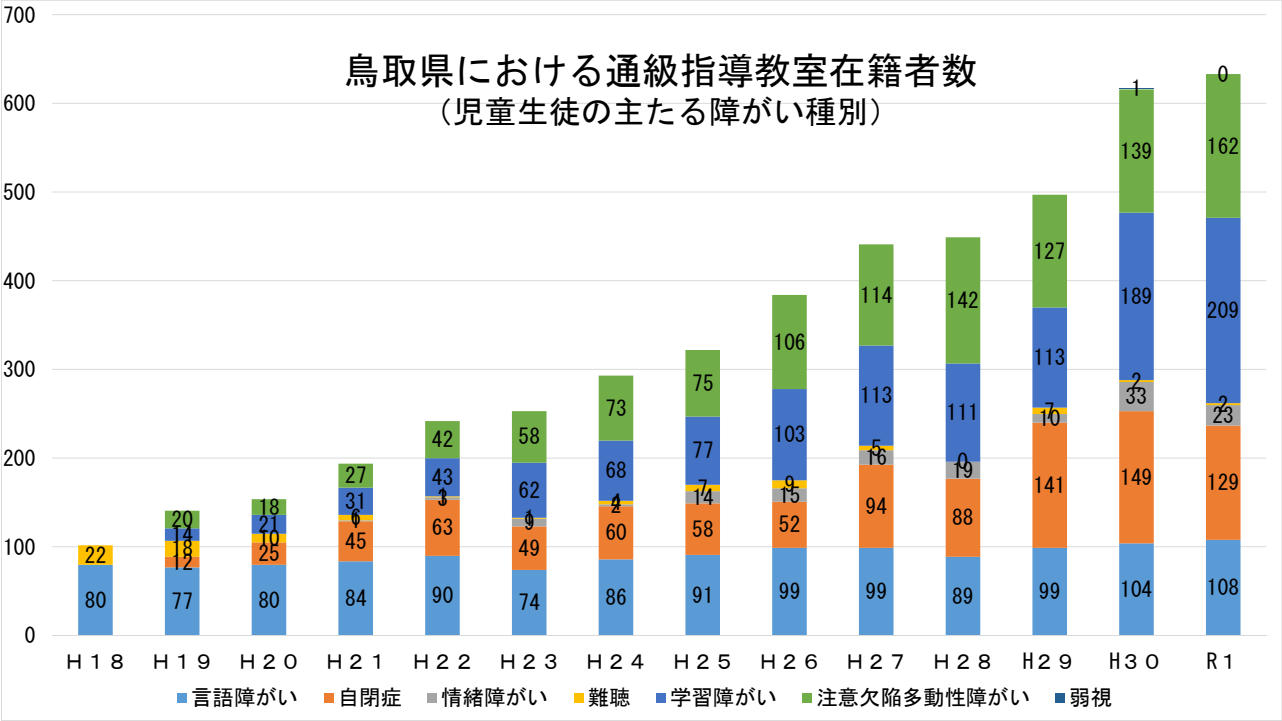

通級による指導を受けている者の推移（鳥取県）

| | Ｈ２０ | Ｈ２１ | Ｈ２２ | Ｈ２３ | Ｈ２４ | Ｈ２５ | Ｈ２６ | Ｈ２７ | Ｈ２８ | Ｈ２９ | Ｈ３０ | Ｒ１ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通級による指導を受けている者（人） | 154 | 194 | 242 | 253 | 293 | 322 | 384 | 441 | 449 | 497 | 569 | 633 |
| 全幼児児童生徒数に占める通級による指導を受ける者の割合（%） | 0.2% | 0.3% | 0.4% | 0.4% | 0.4% | 0.5% | 0.6% | 0.7% | 0.7% | 0.8% | 0.9% | 1.1% |
| 義務教育段階に占める通級による指導を受ける者の割合（%） | 0.3% | 0.4% | 0.5% | 0.5% | 0.6% | 0.7% | 0.8% | 1.0% | 1.0% | 1.1% | 1.3% | 1.4% |

通級による指導を受けている者の推移（全国）

| | Ｈ２０ | Ｈ２１ | Ｈ２２ | Ｈ２３ | Ｈ２４ | Ｈ２５ | Ｈ２６ | Ｈ２７ | Ｈ２８ | Ｈ２９ | Ｈ３０ | Ｒ１ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通級による指導を受けている者（人） | 49685 | 54021 | 60637 | 65360 | 71519 | 77882 | 83750 | 90105 | 98311 | 108946 | | |
| 全幼児児童生徒数に占める通級による指導を受ける者の割合（%） | 0.3% | 0.3% | 0.4% | 0.4% | 0.5% | 0.5% | 0.6% | 0.6% | 0.7% | 0.7% | 未公表 | |
| 義務教育段階に占める通級による指導を受ける者の割合（%） | 0.5% | 0.5% | 0.6% | 0.6% | 0.7% | 0.8% | 0.8% | 0.9% | 1.0% | 1.1% | | |

## 鳥取県の特別支援学級進路先状況（知的障がい学級）

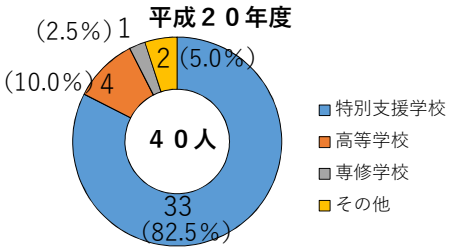


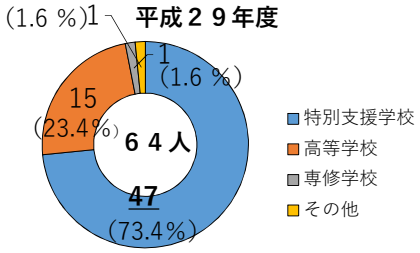


## 特別支援学級進路先状況（自閉・情緒障がい学級）

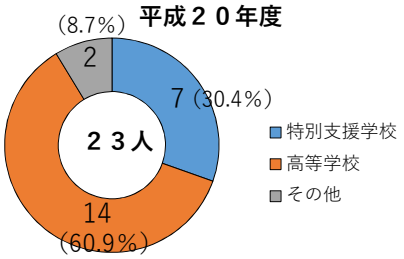


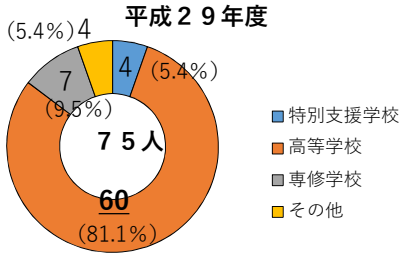


※特別支援学級入学者数　Ｈ２０：４０人　Ｈ２９：５１人

## 特別支援学級担任の経験年数

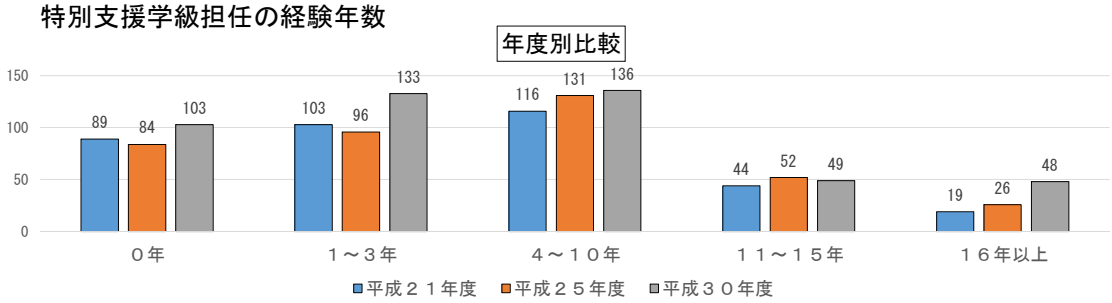


| | 学校種 | ０年 | １～３年 | ４～１０年 | １１～１５年 | １６年以上 | 総計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成２１年度 | 小学校 | 52 | 76 | 82 | 37 | 17 | 264 |
| | 中学校 | 37 | 27 | 34 | 7 | 2 | 107 |
| | 総計 | 89 | 103 | 116 | 44 | 19 | 371 |

| | 学校種 | ０年 | １～３年 | ４～１０年 | １１～１５年 | １６年以上 | 総計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成２５年度 | 小学校 | 58 | 64 | 89 | 38 | 21 | 270 |
| | 中学校 | 26 | 32 | 42 | 14 | 5 | 119 |
| | 総計 | 84 | 96 | 131 | 52 | 26 | 389 |

| | 学校種 | ０年 | １～３年 | ４～１０年 | １１～１５年 | １６年以上 | 総計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成３０年度 | 小学校 | 62 | 91 | 87 | 41 | 40 | 321 |
| | 中学校 | 41 | 42 | 49 | 8 | 8 | 148 |
| | 総計 | 103 | 133 | 136 | 49 | 48 | 469 |

※経験年数は、特別支援学校と特別支援学級の経験年数をあわせたもの

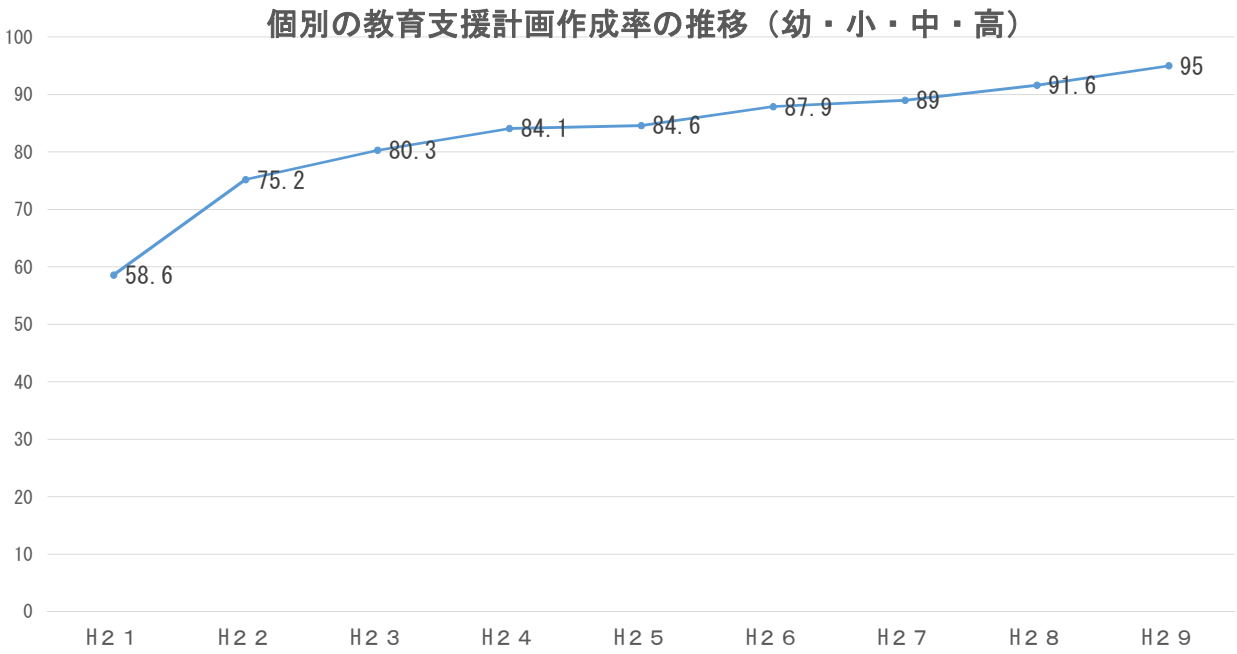

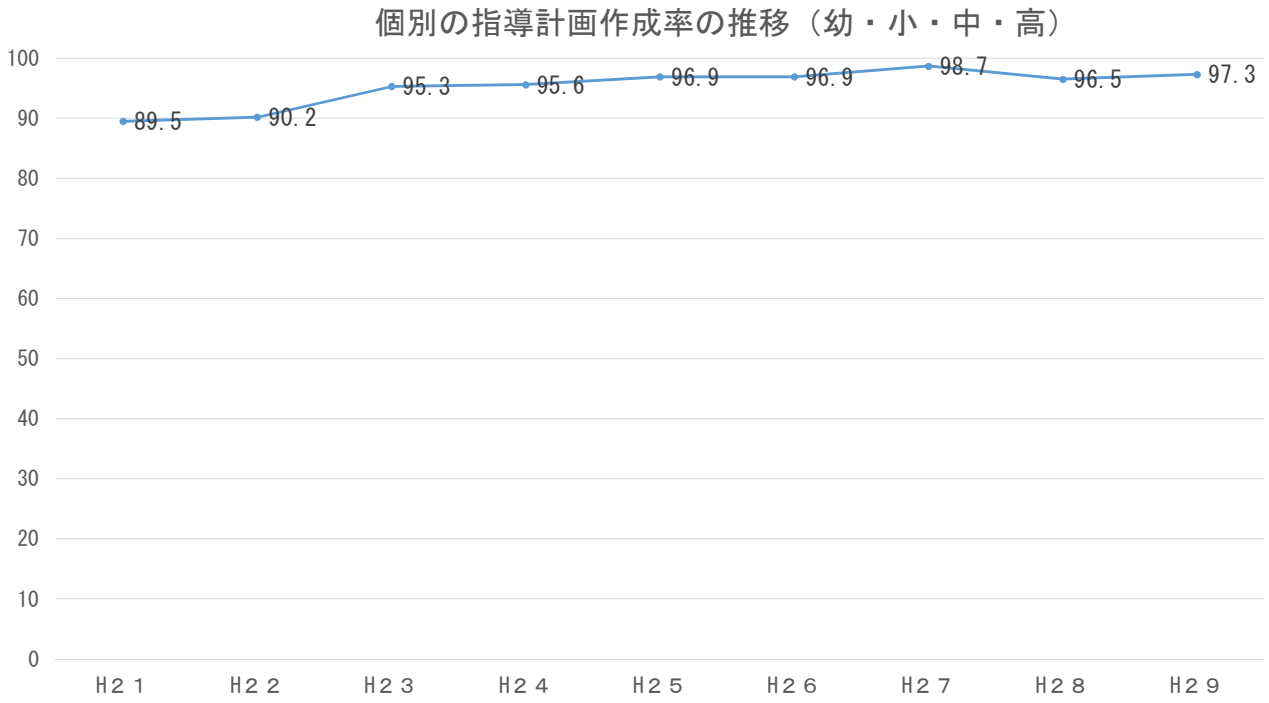
個別の指導計画作成率の推移（幼・小・中・高）
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
89.5
90.2
95.3
95.6
96.9
96.9
98.7
96.5
97.3
H２１
H２２
H２３
H２４
H２５
H２６
H２７
H２８
H２９

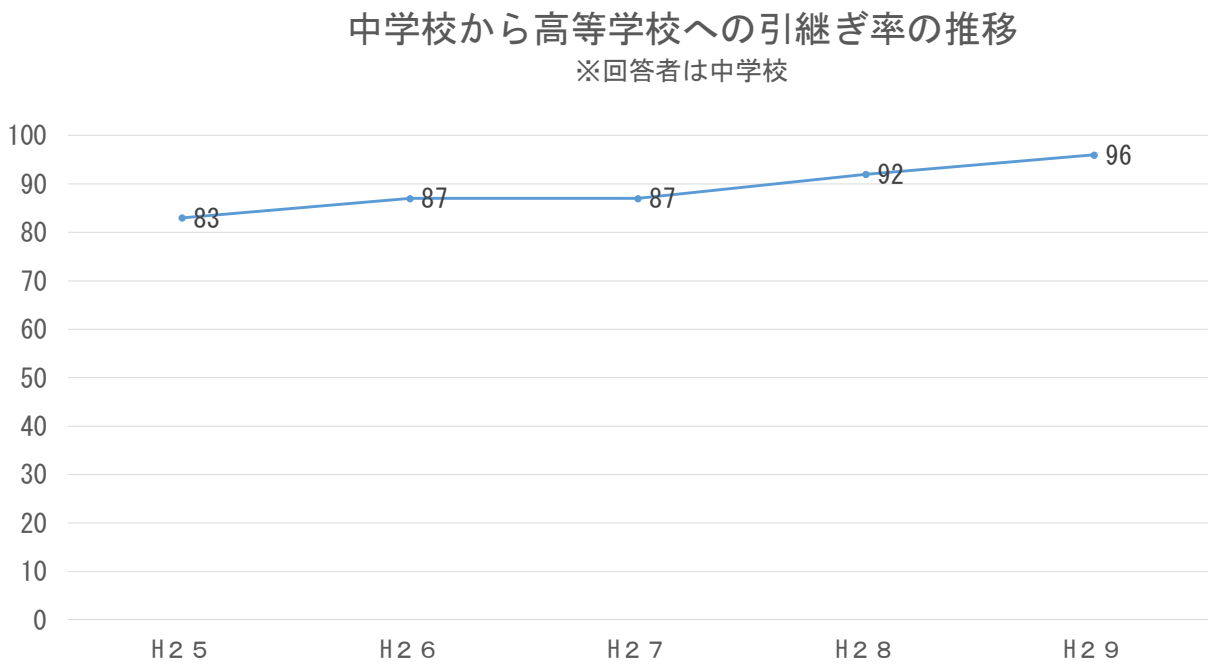
中学校から高等学校への引継ぎ率の推移
※回答者は中学校
100
90
80
70
60
50
40
30
20
10
0
83
87
87
92
96
H２５
H２６
H２７
H２８
H２９

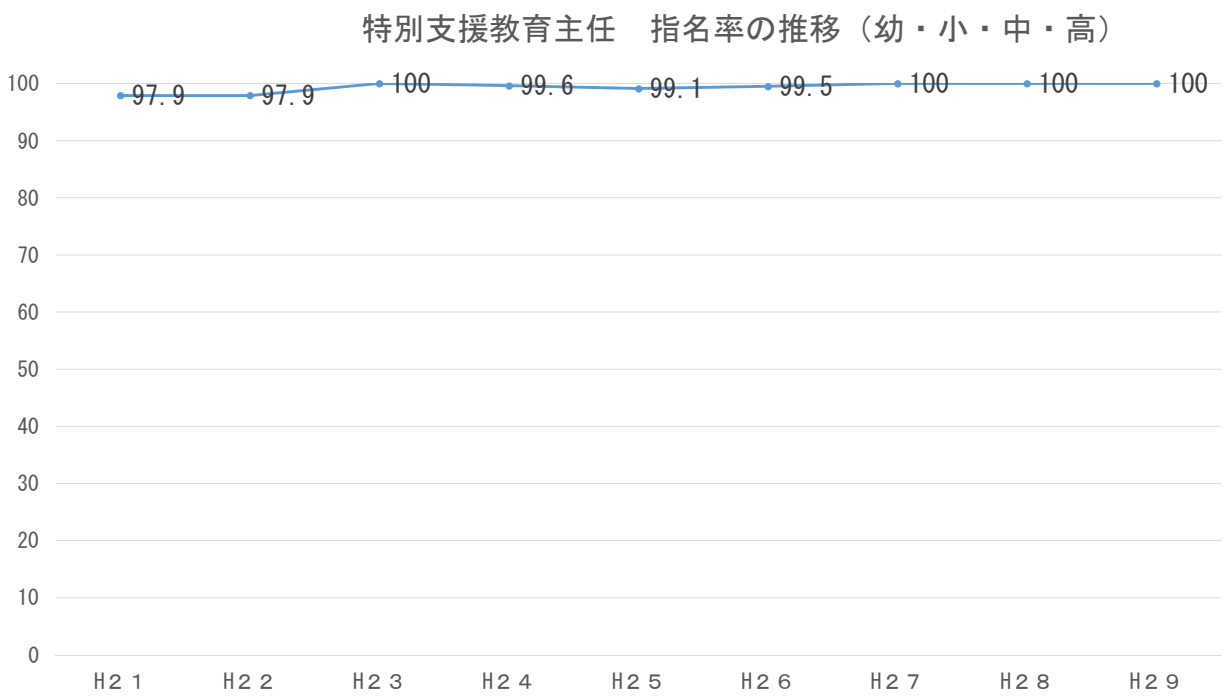


## 特別支援学校における教育相談等の件数の推移

【幼稚園、保育園】

| 学校名 | H２６ | H２７ | H２８ | H２９ | H３０ |
|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取盲学校 | 190 | 63 | 44 | 65 | 97 |
| 鳥取聾学校 | 82 | 271 | 371 | 269 | 79 |
| ひまわり分校 | 151 | 121 | 132 | 277 | 143 |
| 鳥取養護学校 | 35 | 22 | 5 | 34 | 52 |
| 白兎養護学校 | 20 | 49 | 32 | 18 | 32 |
| 倉吉養護学校 | 66 | 19 | 19 | 36 | 56 |
| 皆生養護学校 | 3 | 19 | 11 | 65 | 29 |
| 米子養護学校 | 15 | 35 | 34 | 44 | 73 |
| 琴の浦高等特別支援学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 562 | 599 | 648 | 808 | 561 |

【小学校】

| 学校名 | H２６ | H２７ | H２８ | H２９ | H３０ |
|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取盲学校 | 261 | 101 | 97 | 41 | 42 |
| 鳥取聾学校 | 268 | 169 | 190 | 212 | 121 |
| ひまわり分校 | 40 | 43 | 49 | 123 | 70 |
| 鳥取養護学校 | 94 | 123 | 114 | 107 | 124 |
| 白兎養護学校 | 282 | 318 | 224 | 96 | 123 |
| 倉吉養護学校 | 228 | 213 | 145 | 251 | 210 |
| 皆生養護学校 | 18 | 28 | 27 | 21 | 76 |
| 米子養護学校 | 79 | 117 | 89 | 89 | 114 |
| 琴の浦高等特別支援学校 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 |
| 合計 | 1271 | 1112 | 935 | 943 | 881 |

【中学校】

| 学校名 | H２６ | H２７ | H２８ | H２９ | H３０ |
|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取盲学校 | 31 | 3 | 10 | 5 | 10 |
| 鳥取聾学校 | 32 | 4 | 0 | 2 | 16 |
| ひまわり分校 | 6 | 2 | 8 | 8 | 0 |
| 鳥取養護学校 | 25 | 29 | 45 | 32 | 46 |
| 白兎養護学校 | 52 | 85 | 80 | 98 | 163 |
| 倉吉養護学校 | 109 | 101 | 76 | 43 | 67 |
| 皆生養護学校 | 29 | 32 | 24 | 10 | 47 |
| 米子養護学校 | 63 | 94 | 32 | 67 | 61 |
| 琴の浦高等特別支援学校 | 117 | 112 | 116 | 135 | 127 |
| 合計 | 464 | 462 | 391 | 400 | 537 |

【高等学校】

| 学校名 | H２６ | H２７ | H２８ | H２９ | H３０ |
|---|---|---|---|---|---|
| 鳥取盲学校 | 9 | 3 | 6 | 2 | 0 |
| 鳥取聾学校 | 1 | 2 | 0 | 3 | 1 |
| ひまわり分校 | 3 | 4 | 2 | 3 | 0 |
| 鳥取養護学校 | 6 | 10 | 48 | 12 | 1 |
| 白兎養護学校 | 22 | 41 | 38 | 20 | 26 |
| 倉吉養護学校 | 66 | 36 | 30 | 39 | 42 |
| 皆生養護学校 | 2 | 2 | 3 | 3 | 0 |
| 米子養護学校 | 5 | 7 | 1 | 12 | 15 |
| 琴の浦高等特別支援学校 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 |
| 合計 | 115 | 106 | 128 | 97 | 85 |

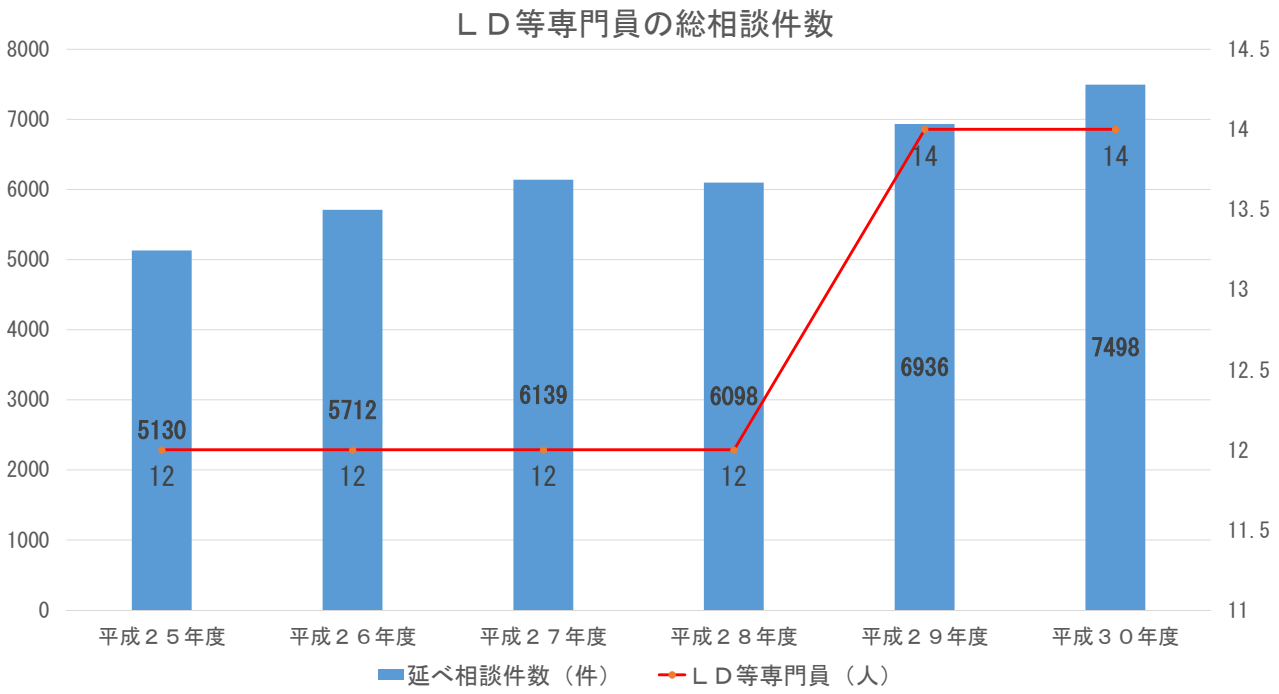


# 特別支援学校の検討課題

① 視覚障がい特別支援学校
　⇒　児童生徒数の減少に伴う児童生徒の学び合いの場の保障と教職員の専門性の保持
　⇒　就学前の幼児への支援の充実
② 聴覚障がい特別支援学校の児童生徒数の減少
　⇒　児童生徒数の減少に伴う児童生徒の学び合いの場の保障と教職員の専門性の保持
③ 知的障がい特別支援学校
　⇒　障がいの重篤化（重度重複障がい学級在籍者数の増加）への対応
④ 肢体不自由、病弱特別支援学校
　⇒　医療的ケアの必要な児童生徒の増加、人工呼吸器等の必要な生徒への対応
　⇒　様々な障がい種、障がいのレベルの児童生徒（心身症と医療的ケアの必要な生徒等）の混在への対応
　⇒　学校看護師を含む教育環境の整備
⑤ 特別支援学校に在籍する児童生徒の実態の多様化や教職員の大量退職への対応、センター的機能の保持や一層の発揮のための専門性の確保
⑥ 学校施設の老朽化等への対応
⑦ 遠隔教育等、ＩＣＴ等を活用した多様な児童生徒の学びの保障について

# 鳥取県における県立特別支援学校等の設置状況

| 圏域 | | 東部 | | | | | | 中部 | | | | 西部 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 障がい種 | | 視覚 | 聴覚 | 病弱 | 肢体不自由 | 知的障がい | | 知的 | 肢体不自由 | 知的 | 聴覚 | 知的 | 聴覚 | 病弱 | 肢体不自由 | 視覚 | 病弱 |
| 特別支援学校名 | | 鳥取盲学校 | 鳥取聾学校 | 鳥取養護学校 | | 白兎養護学校 | 白兎養護学校訪問学級 | 倉吉養護学校 | | 琴の浦高等特別支援学校 | （鳥取聾学校） | 米子養護学校 | 鳥取聾学校ひまわり分校 | 皆生養護学校 | | （鳥取盲学校） | 皆生養護学校皆浜分校 |
| 設置学部 | 幼稚部 | | ○ | | | | | | | | △ | | ○ | | ○ | △ | |
| | 小学部 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |
| | 中学部 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |
| | 高等部 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | |
| | 専攻科 | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育相談拠点 | | | | | | | | | | | さんさん教室（上灘小学校内） | | | | | きらら（皆生養護学校内） | |
| 通級指導教室の設置 | | | ○（きこえ・ことば） | | | ○（まなび） | | ○（まなび） | | | | ○（まなび） | ○（きこえ・ことば） | | | | |
| 隣接施設等 | | | | 鳥取県立中央病院 鳥取療育園 | | 松の聖母学園 | 独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター | 鳥取県立皆成学園 | | | | | 鳥取県立総合療育センター | | | | 独立行政法人国立病院機構米子医療センター |

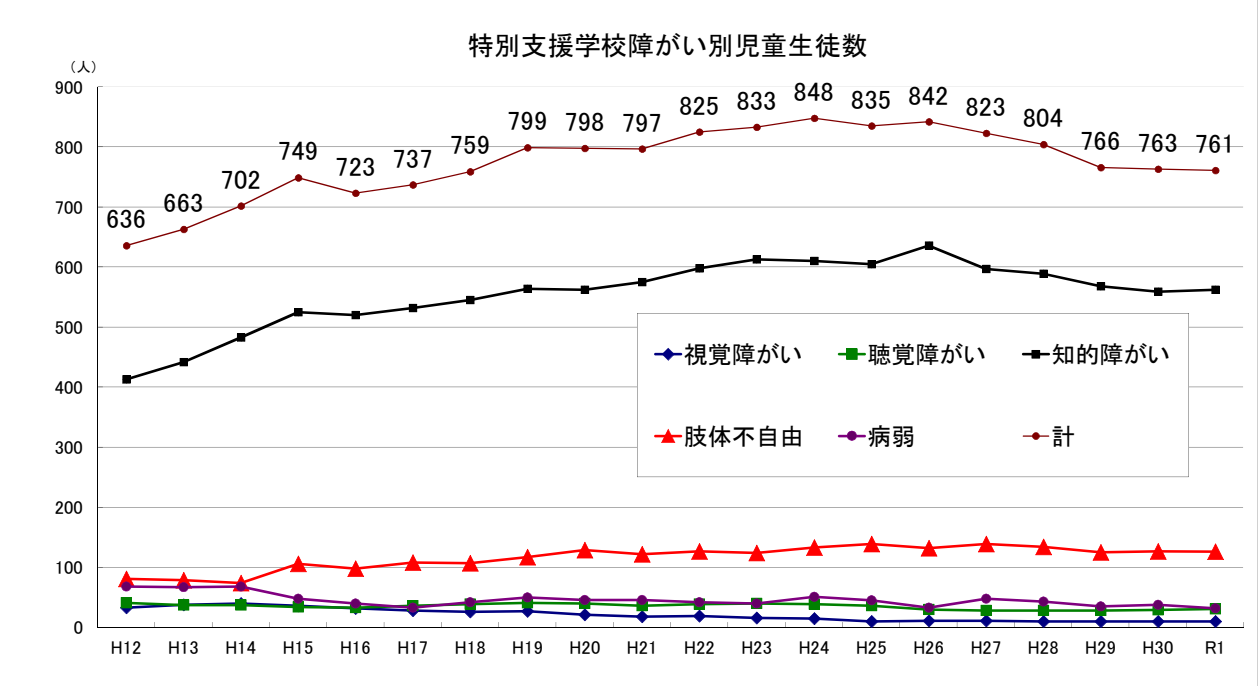

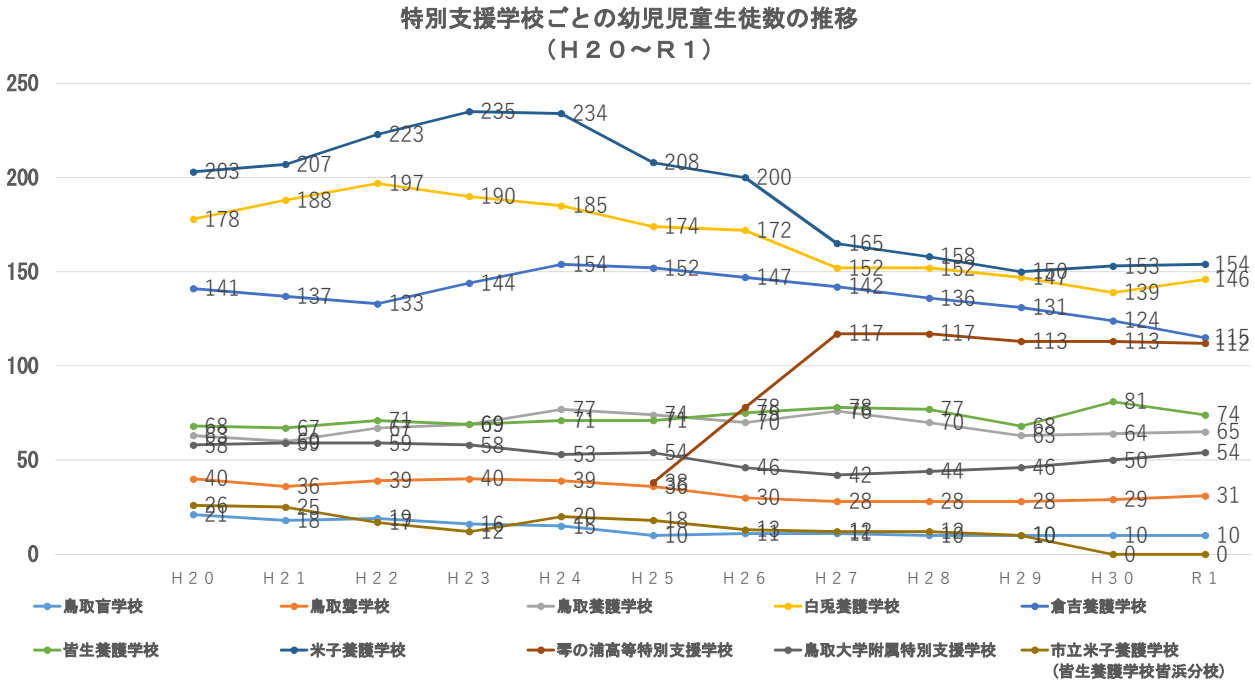


鳥取県における障がい種別特別支援学校在籍者数の推移（Ｈ２０～Ｒ１）

| 障がい種等 | Ｈ２０ | Ｈ２１ | Ｈ２２ | Ｈ２３ | Ｈ２４ | Ｈ２５ | Ｈ２６ | Ｈ２７ | Ｈ２８ | Ｈ２９ | Ｈ３０ | Ｒ１ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚障害（人） | 21 | 18 | 19 | 16 | 15 | 10 | 11 | 11 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| 聴覚障害（人） | 40 | 36 | 39 | 40 | 39 | 36 | 30 | 28 | 28 | 28 | 29 | 32 |
| 知的障害（人） | 562 | 575 | 598 | 613 | 610 | 605 | 636 | 597 | 589 | 568 | 559 | 562 |
| 肢体不自由（人） | 129 | 122 | 127 | 124 | 133 | 139 | 132 | 139 | 134 | 125 | 127 | 125 |
| 病弱（人） | 46 | 46 | 42 | 40 | 51 | 45 | 33 | 48 | 43 | 35 | 38 | 32 |
| 総計（人） | 798 | 797 | 825 | 833 | 848 | 835 | 842 | 823 | 804 | 766 | 763 | 761 |
| 全在籍者数に占める特別支援学校在籍者（幼少中高等部生）の割合（%） | 1.1% | 1.2% | 1.2% | 1.2% | 1.3% | 1.3% | 1.3% | 1.3% | 1.3% | 1.2% | 1.2% | 1.3% |
| 義務教育段階に占める特別支援学校在籍者（小中学部生）の割合（%） | 0.8% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% |

全国における障がい種別特別支援学校在籍者数の推移（Ｈ２０～Ｒ１）

| 障がい種等 | Ｈ２０ | Ｈ２１ | Ｈ２２ | Ｈ２３ | Ｈ２４ | Ｈ２５ | Ｈ２６ | Ｈ２７ | Ｈ２８ | Ｈ２９ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 視覚障害（人） | 5763 | 5798 | 5774 | 5882 | 5894 | 5940 | 5750 | 5716 | 5587 | 5317 |
| 聴覚障害（人） | 8413 | 8461 | 8591 | 8660 | 8533 | 8624 | 8569 | 8625 | 8435 | 8269 |
| 知的障害（人） | 96924 | 102084 | 106920 | 111468 | 115355 | 118225 | 121568 | 124164 | 126541 | 128912 |
| 肢体不自由（人） | 30363 | 31086 | 31530 | 31612 | 32007 | 32050 | 31814 | 32089 | 31889 | 31813 |
| 病弱（人） | 18934 | 18926 | 19337 | 19589 | 19190 | 19653 | 19955 | 20050 | 19559 | 19435 |
| 総計（人） | 112334 | 117035 | 121815 | 126123 | 129994 | 132570 | 135617 | 137894 | 139821 | 141944 |
| 全在籍者数に占める特別支援学校在籍者（幼少中高等部生）の割合（%） | 0.7% | 0.7% | 0.8% | 0.8% | 0.8% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% | 0.9% |
| 義務教育段階に占める特別支援学校在籍者（小中学部生）の割合（%） | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 0.6% | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 0.7% | 0.7% |

## 中国地区5県の特別支援学校在籍者数の推移

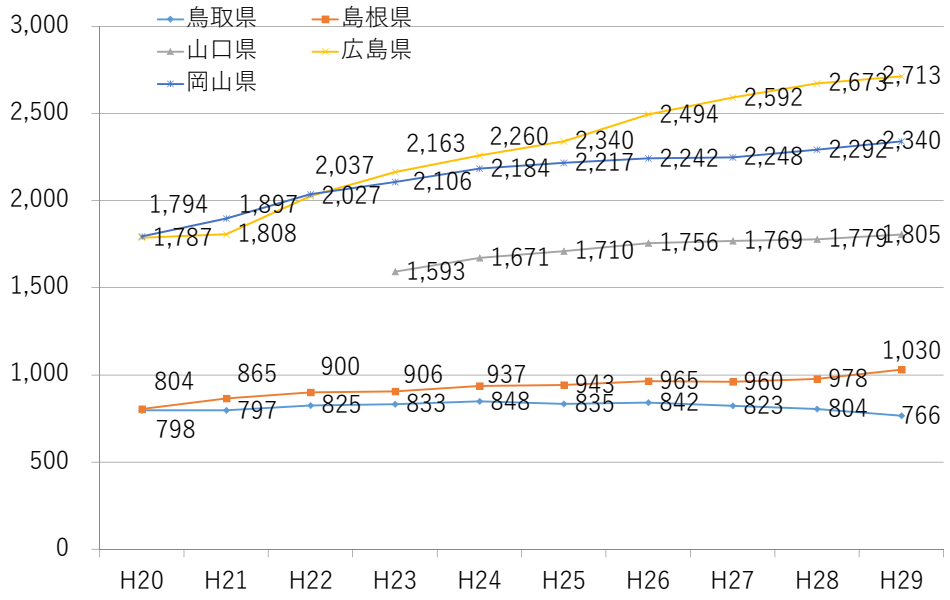


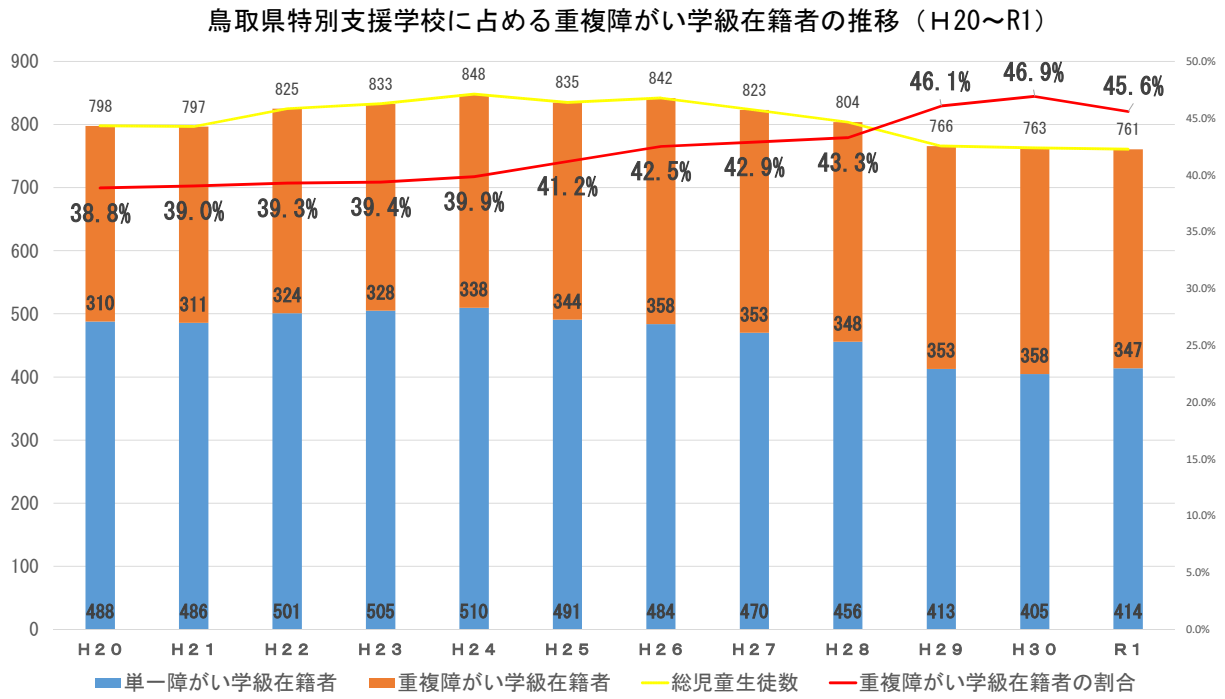

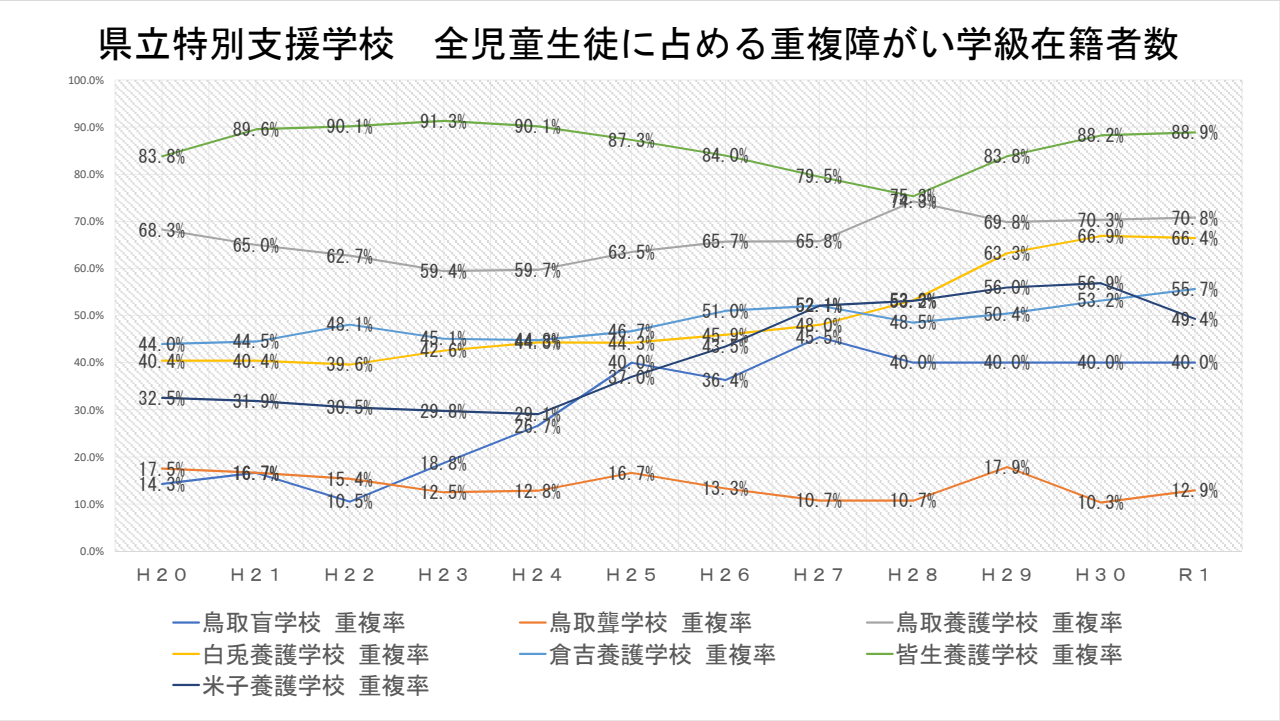


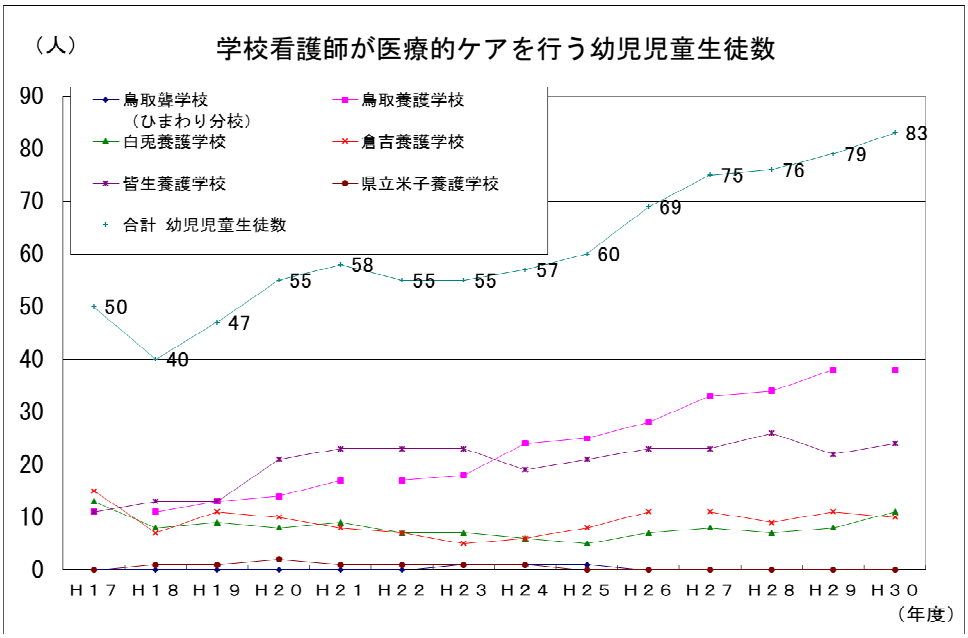


皆生養護学校の児童生徒のうち、総合療育センターで医療的ケアを受けるもの及び在宅訪問生は、この表に含まれない。

医療的ケアの対象となる幼児児童生徒数（平成２５年～平成３０年度）

| 区分 | 全国・鳥取県 | 平成２５年度 | 平成２６年度 | 平成２７年度 | 平成２８年度 | 平成２９年度 | 平成３０年度 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通学生（人） | 鳥取県 | 68 | 60 | 77 | 81 | 80 | 82 |
| | 全国 | 5654 | 5657 | 5935 | 5926 | 6061 | 未公表 |
| 訪問生（人）<br>※在宅・病院等含む | 鳥取県 | 11 | 12 | 13 | 12 | 13 | 13 |
| | 全国 | 2188 | 2117 | 2208 | 2190 | 2157 | 未公表 |
| 合計（人） | 鳥取県 | 79 | 72 | 90 | 93 | 93 | 95 |
| | 全国 | 7842 | 7774 | 8143 | 8116 | 8218 | 未公表 |
| 医療的ケアの対象となる幼児児童生徒に占める訪問生の割合（%） | 鳥取県 | 16.2 | 16.7 | 14.4 | 12.9 | 14.0 | 13.7 |
| | 全国 | 38.7 | 27.2 | 27.1 | 27.0 | 26.2 | 未公表 |

# 鳥取県内の医療的ケア児数等

| | 特別支援学校 | 小学校 | 中学校 | 高等学校 |
|---|---|---|---|---|
| **在籍学校数** | ４ | ３ | ０ | ０ |
| **医療的ケア児数** | ９５ | ４ | ０ | ０ |
| **配置看護師数** | １９（２） | ２ | ０ | ０ |

平成３０年５月１日時点

※配置看護師数の括弧内は常勤看護師数

**令和元年度における小学校の状況**

| **圏域** | **人数** |
|---|---|
| 東部 | １名 |
| 西部 | ３名 |

## 鳥取県内で実施されている医療的ケア例

- 経管栄養（鼻腔に留置されている管からの注入）
- 経管栄養（胃ろう）
- 経管栄養（腸ろう）
- 口腔・鼻腔内吸引
- 気管切開部（気管カニューレ内）からの吸引
- 気管切開部の衛生管理
- 薬液（気管支拡張剤等）の吸入
- 酸素療法
- 人工呼吸器の使用
- 導尿
- カフアシスト

## 学校看護師の配置状況

| 区分 | H27 | | | H28 | | | H29 | | | H30 | | | R1 （※①） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 常勤 | 非常勤 | 計 | 常勤 | 非常勤 | 計 | 常勤 | 非常勤 | 計 | 常勤 | 非常勤 | 計 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
| 鳥取養護 | 1 | 5 | 6 | 1 | 6 | 7 | 1 | 7 | 8 | 1 | 7 | 8 | 2 | 6<br>（5※②） | 8 |
| 白兎養護 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1<br>（2） | 1 |
| 倉吉養護 | | 3 | 3 | | 3 | 3 | | 4 | 4 | 1 | 3 | 4 | 1 | 3<br>（9） | 4 |
| 皆生養護 | | 5 | 5 | | 5 | 5 | 1 | 4 | 5 | 1 | 4 | 5 | 1 | 4<br>（6） | 5 |
| 計 | 1 | 14 | 15 | 1 | 15 | 16 | 2 | 16 | 18 | 3 | 15 | 18 | 4 | 14<br>(22) | 18 |

※①R１の非常勤の（　）内は実際の配置人数
※②非常勤看護師が配置できないため、外部委託により看護師１名配置

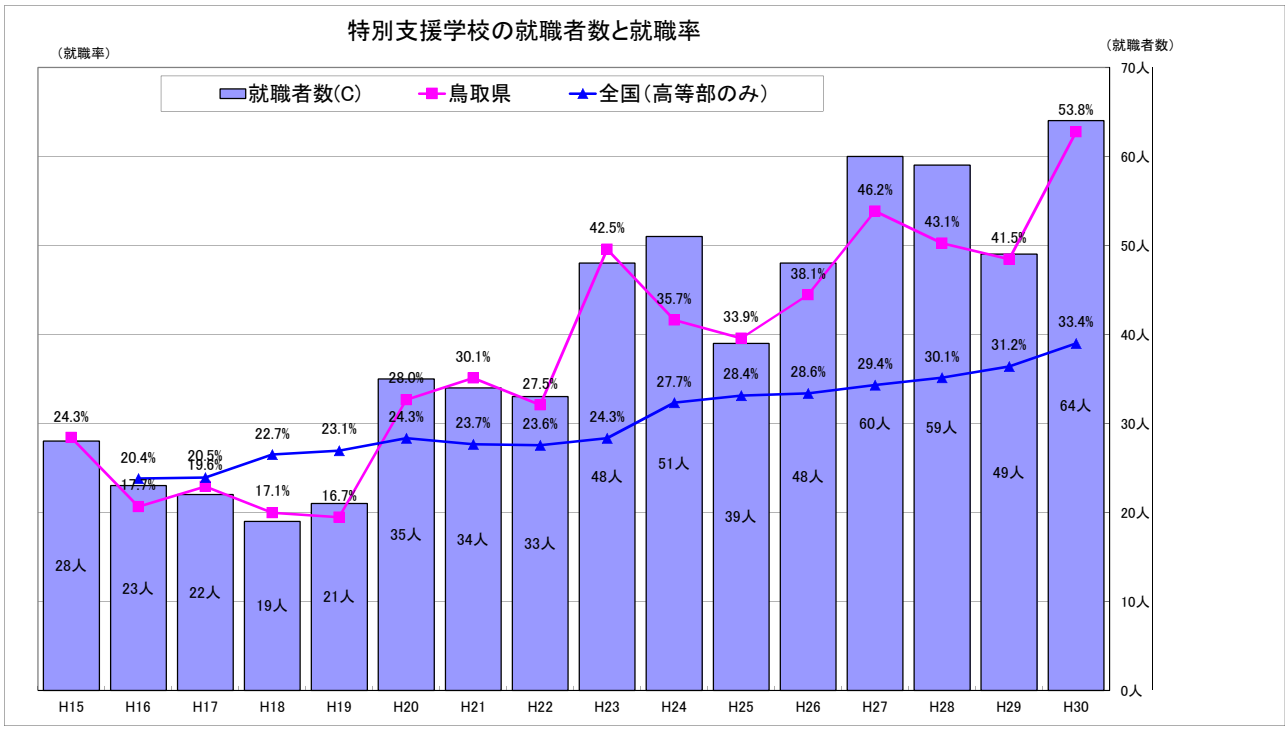


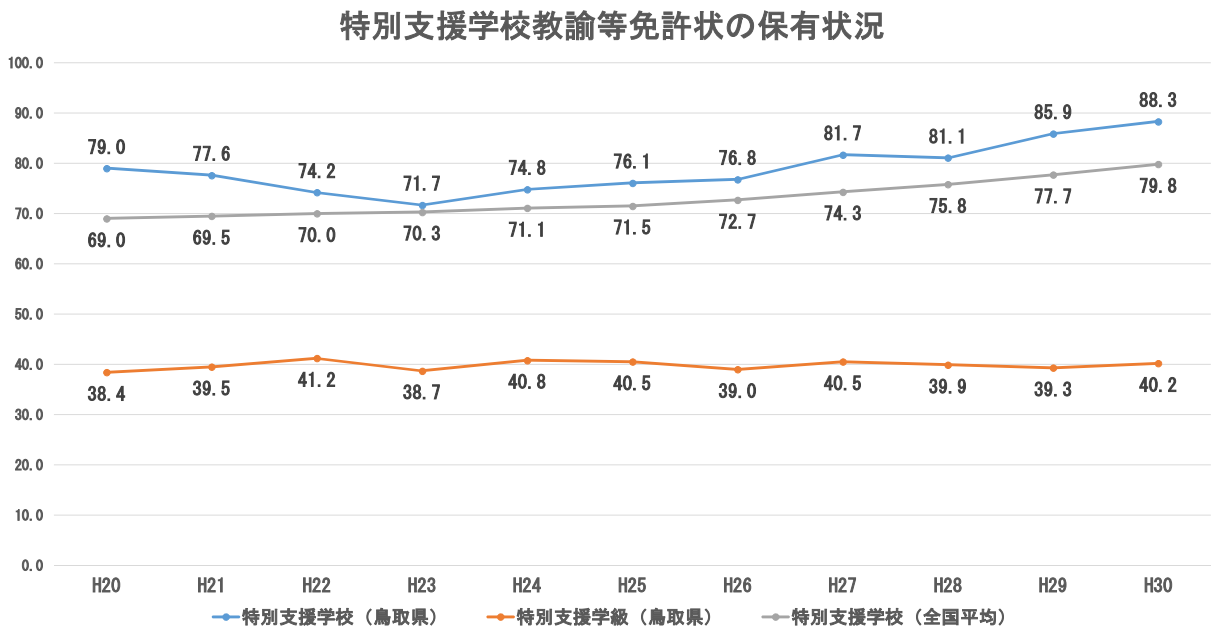


※特別支援学校の免許状は当該障がい種。特別支援学級は当該障がい種以外の免許の保有も含む
※特別支援学級の全国平均・・・・平成30年度：30.8%

## 特別支援学校の校舎等の建築年数

| 学校名 | 建物 | 建築年度 | 築年数 |
|---|---|---|---|
| 鳥取盲学校 | 校舎 | S51～53 | 41～43 |
| | 体育館 | S50 | 44 |
| | 寄宿舎 | H15 | 16 |
| 鳥取聾学校 | 校舎等 | S51～53 | 43 |
| | 体育館 | S51 | 43 |
| | ランチルーム棟 | H15 | 16 |
| 鳥取養護学校 | 管理教室棟 | S49 | 45 |
| | 特別教室棟、体育館棟 | H11 | 20 |
| 白兎養護学校 | 教室棟 | S52 | 42 |
| | 特別教室棟、体育館 | H9 | 22 |
| | 高等部棟 | H17 | 14 |
| 倉吉養護学校 | 教室棟（南、北） | S51 | 43 |
| | 管理特別教室棟、教室棟 | H14 | 17 |
| | 体育館 | H８ | 23 |
| | 教室棟（高・北） | H17 | 14 |
| | 教室棟（高・南） | H23 | 8 |
| 米子養護学校 | 管理教室棟（小、中学部棟） | S53 | 41 |
| | 高等部棟 | H4 | 27 |
| | 管理棟、特別教室棟、体育館体育館 | H9 | 22 |
| | 高等部作業棟 | H16 | 15 |
| | 教室棟（小学部） | H23 | 8 |
| 皆生養護学校 | 管理棟、教室棟 | S47 | 47 |
| | 高等部棟 | S52 | 42 |
| | 特別教室棟 | H7～8 | 23～24 |
| | 体育館 | H16 | 15 |
| | 病弱高等部棟 | H26 | 5 |
| 鳥取聾学校　ひまわり分校 | 北側棟 | H５ | 26 |
| | 南側棟 | H17 | 14 |
| 琴の浦高等特別支援学校 | 校舎、体育館、寄宿舎 | H24 | 7 |
| | ランチルーム棟 | H25 | 6 |

## 圏域ごとの児童生徒数　（専攻科除く）

| 障がい種 | 圏域 | 各圏域の特別支援学校等 | 各圏域別幼児児童生徒数（R1） | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 東部 | | | | 中部 | | | | 西部 | | | | 県外 | 合計 |
| | | | 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | 幼稚部 | 小学部 | 中学部 | 高等部 | | |
| 視覚 | 東部 | 鳥取盲学校 | | 1 | 1 | 3 | | 0 | 1 | 1 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| | 合計 | | | 1 | 1 | 3 | | 0 | 1 | 1 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 8 |
| 聴覚 | 東部 | 鳥取聾学校 | 4 | 4 | 3 | | 1 | 2 | 2 | | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 19 |
| | 西部 | 鳥取聾学校 ひまわり分校 | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 8 | 1 | 2 | | 1 | 12 |
| | 合計 | | 4 | 4 | 3 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 8 | 1 | 2 | 3 | 1 | 31 |
| 知的 | 東部 | 白兎養護学校 | | 55 | 33 | 48 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 10 | 146 |
| | | 鳥取大学附属特別支援学校 | | 10 | 16 | 21 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 47 |
| | 中部 | 倉吉養護学校 | | 1 | 0 | 0 | | 25 | 33 | 32 | | 0 | 0 | 2 | 3 | 96 |
| | | 琴の浦高等特別支援学校 | | | | 41 | | | | 25 | | | | 46 | 0 | 112 |
| | 西部 | 米子養護学校 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 45 | 46 | 60 | 3 | 154 |
| | 合計 | | | 66 | 49 | 110 | 0 | 25 | 33 | 57 | 0 | 45 | 46 | 108 | 16 | 555 |
| 肢体 | 東部 | 鳥取養護学校 | | 17 | 13 | 20 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 50 |
| | 中部 | 倉吉養護学校 | | 0 | 0 | 1 | | 5 | 7 | 5 | | 0 | 0 | 1 | 0 | 19 |
| | 西部 | 皆生養護学校 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 16 | 14 | 21 | 4 | 56 |
| | 合計 | | | 17 | 13 | 21 | 0 | 5 | 7 | 5 | 1 | 16 | 14 | 22 | 4 | 125 |
| 病弱 | 東部 | 鳥取養護学校 | | 3 | 5 | 6 | | 0 | 1 | 0 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 15 |
| | 西部 | 皆生養護学校 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 2 | 1 | 4 | 0 | 7 |
| | 西部 | 皆生養護学校 皆浜分校 | | 0 | 0 | 0 | | 0 | 0 | 0 | | 1 | 10 | 0 | 0 | 11 |
| | 合計 | | | 3 | 5 | 6 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 3 | 11 | 4 | 0 | 33 |

# 鳥取盲学校　乳幼児教育相談の状況　（令和元年１１月時点）

| | 東部 | 中部 | 西部 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| ０～１歳 | 2 | 0 | 1 | 3 |
| ２歳児 | 2 | 1 | 0 | 3 |
| ３歳児（年少） | 2 | 0 | 0 | 2 |
| ４歳児（年中） | 1 | 1 | 1 | 3 |
| ５歳児（年長） | 1 | 1 | 3 | 5 |
| 計 | 8 | 3 | 5 | 16 |

# 特別支援学校におけるＩＣＴ機器の活用状況について

## １　特別支援学校におけるタブレット端末の配置状況

（令和元年５月１日時点）

| 学校名 | タブレット数 | 児童生徒数 | 学級数 | 児童生徒１人あたりのタブレット数 |
|---|---|---|---|---|
| 鳥取盲学校 | 20 | 10 | 8 | 2.0 |
| 鳥取聾学校 | 20 | 20 | 8 | 1.0 |
| 鳥取聾学校ひまわり分校 | 10 | 11 | 3 | 0.9 |
| 鳥取養護学校 | 71 | 65 | 25 | 1.1 |
| 白兎養護学校 | 113 | 146 | 47 | 0.8 |
| 倉吉養護学校 | 105 | 115 | 38 | 0.9 |
| 皆生養護学校 | 76 | 63 | 24 | 1.2 |
| 米子養護学校 | 109 | 154 | 44 | 0.7 |
| 琴の浦高等特別支援学校 | 40 | 112 | 15 | 0.4 |
| 合計 | 564 | 696 | 212 | 0.8 |

※タブレットは各校の学級数や児童生徒の障がいの程度を考慮して配置

## ２　タブレット端末活用事例

・現場実習、各種行事に関すること、校外学習計画等の行き先を検索し、自分でまとめる。
・国語科での新聞や旅行チラシ作成、音楽科での作曲、美術科でのアニメーション作成。
・レゴマインドストーム（タブレット端末を用いてプログラミングを行いレゴを動かす）等によるプログラミング。
・体育科でのマット運動や、作業学習での木材切断の様子等を撮影し、自分の動きを確認する。

（体育）撮影した自分の動きを確認

（国語科）発達段階に応じた書き方の支援

## ３　ＩＣＴ支援員の活用

・タブレット端末等のＩＣＴ機器を活用した授業が効果的に進められるよう、委託先から派遣されるＩＣＴ支援員が各学校を訪問している。
・各特別支援学校に年間９回程度訪問し、教員に対し、ｉＰａｄ等の機器の操作方法や活用の仕方の支援、情報教育にかかる校内研修会等を行っている。

# 病気療養児の遠隔教育支援事業

・一定期間の入院や自宅療養等を行う児童生徒の在籍する公立学校　等に貸し出し「OriHime」を介して病室等と学校をつなぎ、日常的に友だちと会話したり一緒に活動に参加したりすることで円滑な復学につなげている。
・８台の「OriHime」が県内に配備され、小学校（就将小学校、車尾小学校、淀江小学校）、特別支援学校（皆生、倉養、鳥養、白兎）で活用されている。

## 「OriHime」活用のメリット

・自分の意図した動きをさせたり、見たい方向を見ることができる。
・アクションによって存在感が増す。
・音声だけでなく動作もあるため、意図を理解しやすい。
・双方向でのやりとりにより、つながりを実感できる。

**【児童の感想】**
「今までは一人だったけれど、他の人の意見も聞けて良かった。」
「Ａさんの意見を聞いて自分が思いつかなかったところがあって、勉強になった。」